

# わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

——法制史関連科目担任者の変遷——

岩 野 英 夫

一 はじめに

二 法制史関連科目・講座とその担任者

——旧帝国大学の場合——

- (一) 東京帝国大学
  - (二) 京都帝国大学
  - (三) 東北帝国大学
  - (四) 九州帝国大学
  - (五) 京城帝国大学・建国大学
- 三 おわりに

一 はじめに

本資料は、日本における法史学の発展を、関連科目や講座、そしてその担任者の変遷から眺めることを目的にして作成されている。作成の動機は、一つには、私が担当している西洋法制史の授業に關係している。私は、毎年、授業の最初に、西洋法制史という学問が、どのような経過の中で日本に確立してきたかを話し、先学の創造的な学問的営

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号 二二五（二二五）

為の流れを学生に伝えるようにしている。そのさい、原田慶吉先生の論稿をはじめ、すでに学界に発表されている業績に依拠して、講義の内容を組み立てている。しかし、いつかは自分の手で、わが国における法史学の歩みを調べてみたいと考えていた。

それが、このような年表の形で、先ず、実現することになったのは、一九八六年三月から一年間、ドイツに滞在していたときの体験によるものである。私の先生のゲルハルト・ケプラーは、日本における大学や学問の発展、それにそれを担った学者たちに関心を持っていて、しばしば、それらの点について、私に質問をした。「ドイツに来て研究する日本人はドイツのことをよく知っているが、自分たちドイツ人は余り日本のことを知らない。だから教えてほしい」というのが、先生の質問の趣旨であった。その時、私は、少なくとも自分の専門分野に関連することについては、可能な限り正確な事実をいつでも語るができる状態でいたいと痛感した。こうした思いから、最初に手がけたのが、この資料を作ることである。

作業は、『法学協会雑誌』の「雑録」を通読することから始められた。同志社大学名誉教授内田智雄先生の御教示によるものである。仕事に弾みがついたのは、東北大学の直江真一氏からの連絡で、栗生武夫の履歴を知ってからである。栗生が同志社大学に、わずかの期間ではあるが在職していたことが分かり、このことが私を感動させた。折しも、栗生が、献辞をつけて、恒藤恭に献呈した自著『法律史の諸問題』を、本学の恒藤武二先生の御好意で頂戴したばかりであった。東北大学の小山貞夫先生は、栗生の履歴の件で、事務局に直接問い合わせをしてくださった。その後、同大学の吉田正志氏からは、中田薫に関連して資料を送っていただいた。金田平一郎の履歴に関連して、九州大学の植田信広氏から、船田享二の履歴に関連して、早稲田大学の佐藤篤士先生、小口彦太氏から、それぞれ資料を送

っていただいた。これらの方々に深く感謝したい。

年表を作成するにさいして、次頁以下、主要参考文献として列記した業績に依拠した。また煩雑さを避けるため年表中の註を少なくした。そのため、文言を借用しているにもかかわらず注記していない場合もある。そこで、こうした場合に特に参照している文献をあらかじめ挙げておきたい。

- 一 東京大学百年史（部局史一）
- 二 京都帝国大学史
- 三 東北大学五十年史（上下）
- 四 九州大学五十年史（学術史）

先原田先生など、授業のために、日頃参照している論稿の一部だけを次に挙げておきたい。

- 一 原田慶吉「我が国に於ける外国法史学の発達」（『東京帝国大学学術大観（法学部・経済学部）』昭和一七年、二九四頁以下）
- 二 林 毅『西洋法史学の諸問題』（一九七八年）
- 三 石井良助「日本法制史研究の発達」（一に同じ、二七七頁以下）
- 同 「日本法制史学八十八年—東京大学における—」（『国家学会雑誌』第八十一卷第一・二号、一九六八年、一〇九頁以下）
- 四 久保正幡「西洋法制史学界の展望」（『人文』第二卷一号、昭和二三年、七一頁以下）
- 同 「西洋法制史学界の展望」（『法学協会雑誌』第八九卷第八号、昭和四七年、五三三頁以下）

五 熊谷開作「明治時代における法学教育と法制史教育」（『法制史研究』第二二卷別冊、一九七三年、一六五頁以下）

六 栗生武夫「西洋法制史研究の必要に就いて」（『法学論叢』第六卷、大正十年、一三五頁以下）

七 佐藤篤士「日本におけるヨーロッパ法史研究」（杉山晴康・佐藤篤士『法史学』昭和四七年、二五五頁以下）

八 世良晃志郎「私の学問遍歴—ミッタイス、マルクス、ウェーバー」（『福大史学』第三一号、一九八一年、五頁以下）

同 「私の学生時代」（『法学』第四十九卷第一号、昭和六十四年、五七頁以下）

九 瀧川政次郎「明治以後に於ける法制史学の発達」（同『日本法制史研究』昭和五十七年、六〇七頁以下）

十 矢田一男「明治時代のローマ法教育（一）」（『法学新報』第四十四卷第三号、昭和九年三月、八十三頁以下）

主要参考文献（文献引用はすべて「番号」で行う）

- 1 学問の山なみ—物故会員追悼集—（第一）日本学士院 昭和五十四年
- 2 学問の山なみ—物故会員追悼集—（第二）日本学士院 昭和五十五年
- 3 法学協会雑誌（東京大学）
- 4 法学論叢（京都大学）
- 5 京城帝国大学予科一覽
- 6 京都大学七十年史 昭和四十二年

- 7 京都法学会雑誌
- 8 京都帝国大学文学部三十年史 昭和十年
- 9 京都帝国大学一覽
- 10 京都帝国大学史 昭和十八年
- 11 九州大学五十年史(通史) 昭和四十二年
- 12 九州大学五十年史(学術史) 昭和四十二年
- 13 九州帝国大学一覽
- 14 台北帝国大学一覽
- 15 東北大学五十年史(上) 昭和三十五年
- 16 東北大学五十年史(下) 昭和三十五年
- 17 東北帝国大学一覽
- 18 東京大学法理文(三)学部一覽
- 19 東京大学法理文(三)学部年報
- 20 東京大学百年史(通史一) 昭和五十九年
- 21 東京大学百年史(通史二) 昭和六十年
- 22 東京大学百年史(部局史一) 昭和六十一年
- 23 東京大学年報

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号

二三九(二三九)

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号 二三〇（二三〇）

24 東京帝国大学五十年史（上冊） 昭和七年

25 東京帝国大学五十年史（下冊） 昭和七年

26 （東京）帝国大学一覽

27 東京帝国大学卒業生氏名録 昭和八年

28 東京帝国大学要覽

29 矢田一男「明治時代のローマ法教育（一）」『法学新報』第四十四卷第三号、昭和九年三月、八十三—一〇二

頁）

二 法制史関連科目・講座とその担任者

—旧帝国大学の場合—

(一) 東京帝国大学

(1) 科目・講座およびその担任者の変遷

（\*勅令には「制定年月日」を付した。「月」を確定できないものは、—線を引き、その左側に記した。（）内は註。以上は他大学の年表の場合についても同じ。）

明治六（一八七三）年

四月

\*十日、第一大学区第一番中学が、文部省通達第四十三号により開成学校と改称される（1）

明治七（一八七四）年

<p>五月 * 七日、文部卿木戸孝允の達により、開成学校を東京開成学校と改称</p> <p>九月 * 東京開成学校、法学科本科の学科課程の中に、      第一年下級 憲法史記      第二年中級 羅馬法律      第三年上級 羅馬法律      がある(3)</p>	<p>* 六日、イギリス人 William E. Grigsby 東京開成学校の法学科本科の教師として来日。羅馬法を講授(2)</p>
<p>明治九(一八七六)年</p> <p>六月</p> <p>七月 * 東京開成学校の学科目改正される。法学科本科の学科課程の中に、      第二年中級 羅馬法律      がある(5)</p>	<p>* 二十五日、東京開成学校生徒入江邑次郎(いりえゆうじろう) 文部省留学生に選ばれ、出発(4)</p>
<p>明治十(一八七七)年</p> <p>一月</p> <p>四月 * 十二日、東京大学の創立。同日付文部省布達第二号による。東京大学法学部の発足</p> <p>八月</p> <p>九月 * 教科編成が改められる。その学科課程の中に、</p>	<p>* アメリカ人 Henry Taylor Terry 東京開成学校法学科教師として来日。二月より授業開始。イギリス法担当(6)</p> <p>* 二十九日、横山由清(よこやまよしきよ)に講師を囑託す(法学部文学部兼勤)。法学部では「日本古代法律及和文学」を担当(7)</p>

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号 二三一(二三一)

明治十一年（一八七八）年

第二年 日本刑法沿革  
 第三年 日本古代法律  
 第四年 日本古代法律  
 支那法律要領（唐律、明律、清律）

がある。羅馬法が教科目から除かれ、日本古代法律がこれに代わる。和文学は第一年配当（一年間、毎週二時）（8）

七月  
 九月

\* 学科課程の中に、  
 第二年 日本古代法律  
 第三年 日本古代法律  
 第四年 日本古代法律

がある。和文学は第一年に配当（9・b）

\* 一日、Grigsby は同日付で任を解かれ帰国  
 \* 四日、小中村清矩（こなかむらぎよのり）に講師を嘱託す（法学部文学部兼勤）。法学部では「日本古代法律及和文学」を担当（9・a）

明治十二年（一八七九）年

四月

\* 学位の名称を法学士、理学士などとすることを決定

\* 十一日、小中村清矩の講師の任を、「請ニ因テ」解く。同日、黒川真頼（くろかわまより）に講師を嘱託す（法学部文学部兼勤）。法学部では「日本古代法律及和文学」を担当（10）  
 \* 二十日、横山由清、病気の故を以て（十二月二日死去）、小中村清矩に臨時に講師を嘱託す（11）

十一月

明治十三年（一八八〇）年

一月

\* 二十九日、木村正辭（きむらまさこと）、員外教授に任



七月	九月	十二月	明治十四(一八八一)年	四月	八月	十月	十一月
<p>用される(法学部文学部兼勤)。法学部では「日本古代法律及和文学」を担当(12)。</p> <p>*宮崎道三郎(みやざきみちざぶろう)、東京大学法学部を卒業(13)</p>	<p>*学科課程から「支那古代法律要領」(第四年度)を削除。この年度の学科課程の中に、</p> <p>第二年 日本古代法律(一年間毎週二時)</p> <p>第三年 日本古代法律(一年間毎週一時)</p> <p>第四年 日本古代法律(一年間毎週一時)</p>	<p>*二日、大澤清臣(おおさわきよおみ)、准講師に任用される(法学部文学部兼勤)。法学部では、「日本古代法律」を担当(15)</p>	<p>明治十四(一八八一)年</p>	<p>*東京大学本科生は、自今、「学生」と称すべきことを決定</p>	<p>*十六日、入江邑次郎(穂積陳重)、留学を終え帰国(16)</p> <p>*穂積陳重、講師に任用される。法学部勤務。</p> <p>*二十一日、木村正辭に講師を囑託す(法学部文学部兼勤)。法学部では「日本古代法律」を担当</p> <p>*十一日、宮崎道三郎、助教授に任用される。法学部勤務及び「和漢法律史編輯可致事」を命じられる</p>	<p>*この年度の学科課程の中に、</p> <p>第二年 日本古代法律(一年間毎週二時)</p>	<p>*飯田武郷(いいたけさと)、助教授に任用される(法学部文学部兼勤)。法学部では「日本古代法律」を担当(17)</p>

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

第三年 日本古代法律（一年間毎週一時）  
 第四年 日本古代法律（一年間毎週一時）  
 がある（18）

明治十五（一八八二）年

二月

三月

九月

十月

\*第一年の学科課程の中に、  
 羅馬法律  
 が復活

\*この年度の学科課程の中に次の科目がある（20）  
 第一年 羅馬法律（二学期毎週二時）  
 第二年 日本古代法律（一年間毎週二時）  
 第三年 日本古代法律（一年間毎週一時）  
 第四年 日本古代法律（一年間毎週一時）

明治十六（一八八三）年

七月

\*五日、別課法学科の設置が決定。その学科課程の中に、  
 第四年級（特等科） 古代法律  
 がある（22）

\*十五日、穂積陳重、教授に任用され、法学部長となる  
 \*十五日、小中村清矩、教授に任用される（法学部文学部  
 兼勤）  
 \*八日、小中村清矩、大学より「日本古今法制之教科書編  
 輯」を委嘱される

\*渡邊安積（わたなべあさか）東京大学法学部を卒業（19）

\*各科目の担当教師は次の通りである

羅馬法律 Terry  
 日本古代法律 木村正辭  
 大澤清臣  
 飯田武郷（21）

<p>九月</p> <p>*本科の学科課程の一部に変更があり、 第一年 日本古代法律 が追加される</p> <p>十一月</p> <p>*この年度の学科課程の中に、 第一年 日本古代法律（二学期毎週二時、一学期毎週一時） 羅馬法律（一年間毎週一時） 第二年 日本古代法律（一年間毎週二時） 第三年 日本古代法律（一年間毎週一時） 第四年 日本古代法律（一年間毎週一時） がある（24）</p>	<p>*ドイツ人 Otto Rudolf 東京大学法学部教師として来日 (23)</p> <p>*各科目の担当教師は次の通りである（25） 羅馬法律 Terry 日本古代法律 木村正辭 大澤清臣 飯田武郷</p>
<p>明治十七（一八八四）年</p> <p>六月</p> <p>八月</p> <p>十月</p>	<p>*五日、木村正辭、教授に任用される。法学部勤務（26） *二十五日、Terry 職を解かれる（27） *宮崎道三郎、「伯林大学ニ入り主トシテ沿革法理学及民法総論ヲ修業可致事」のため、ドイツに派遣される（28） *渡邊安積に准講師を嘱託す。法学部勤務。別課法学科第二年の羅馬法及訴訟演習を担当（29） *Rudolf が Terry の後をうけて羅馬法律を担当か（30）</p>

明治十八（一八八五）年

六月

\* 別課法学科の生徒の新規募集を停止し、特等科を廃し、該課程を通算四か年に延長。廃止の方向そのものは既に四月に決定

七月

\* 新たに定められた別課法学科の学科課程の中に、  
第二年 羅馬法律  
がある。第四年（特等科）の古代法律は削除（31）

八月

\* 渡邊安積、別課法学科の羅馬法律を担当  
\* 羅馬法律及公法学教師 Rudolf を司法省に転雇

十二月

\* 文学部の第二科（政治学、理財学）を法学部に移す。法学部を、以後、法政学部と改称

明治十九（一八八六）年

三月

\* 一日、勅令第三号「帝国大学令」により、東京大学に代わり帝国大学が創設され、分科大学を以て構成される。帝国大学法科大学の発足

四月

\* 別課法学科を廃止、司法省に移管される（32）

七月

\* 飯田武郷、齢六十に達し職を辞す  
\* 小中村清矩、法科大学教授に任用される  
\* 小中村清矩、文科大学教授に転任  
\* 戸水寛人（とみずひろと）、法学部第一科卒業（第一期生）

九月

\* 法科大学に、  
法律学第一科（仏語が中心）  
法律学第二科（英語が中心）  
政治学科  
の三学科が設けられる。修業年限三か年

\* 穂積陳重、羅馬法を担当（33）

<p>十一月</p> <p>* 学科課程の中の、          法律学第一科第二年に羅馬法（一年間毎週三時）          法律学第二科第二年に羅馬法（一年間毎週三時）          がある</p>	<p>* ドイツ人 Heinrich Weipert 法科大学教師として来日。          獨乙法律、羅馬法を担当</p> <p>* 池邊義象（いけべよししかた）、帝国大学文科大学古典講習科修業（34）</p>
<p>明治二十（一八八七）年</p> <p>二月</p> <p>九月</p> <p>* 学科編成を改め、法律学科を英吉利部、沸蘭西部、獨逸部に分ける</p> <p>* この年度の学科課程の中の、          英吉利部第二年に羅馬法（一年間毎週三時）          沸蘭西部第二年に羅馬法（一年間毎週三時）          獨逸部第一年に羅馬法（一年間毎週六時）          獨逸部第二年に羅馬法演習（一年間毎週三時）          がある（35）</p>	<p>* 二十四日、渡邊安積死去</p> <p>* 穂積陳重及び Weipert 羅馬法を担当（36）</p>
<p>明治二十一（一八八八）年</p> <p>十月</p> <p>* 英吉利部、沸蘭西部、獨逸部を各々第一部、第二部、第三部と改称</p> <p>* 学科課程が改正され、その中の、</p>	<p>* 穂積陳重及び Weipert 羅馬法を担当</p> <p>* 十九日、岡崎三郎、助教授に任じられ、法科大学に勤務し、法制沿革、羅馬法を担当か（37）</p>

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号 二三七（二三七）

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号 二三八（二三八）

第一部第一年に羅馬法（一年間毎週三時）  
 第二部第二年に羅馬法（一年間毎週三時）  
 第三部第一年に第一期に羅馬法（一年間毎週六時）  
 同第二期に羅馬法（一年間毎週六時）  
 同第三期に羅馬法（一年間毎週四時）  
 同第三期に羅馬法演習（一年間毎週二時）  
 第三部第二年に羅馬法演習（一年間毎週一時）  
 がある（38）

\* 十九日、宮崎道三郎、ドイツ留学を終え帰国  
 \* 二十九日、宮崎道三郎、教授に任用される。法科大学勤務（39）

明治二十二（一八八九）年

十一月  
 \* 学科課程改正。第二部第二年の羅馬法を削除し、  
 十二月  
 第二部第一年に羅馬法（一年間毎週三時）  
 を配当

\* 戸水寛人、法律修業のためイギリスに派遣される（40）

\* 宮崎道三郎、法制沿革及び羅馬法を担当  
 \* 穂積陳重及び Weipert 羅馬法を担当

明治二十三（一八九〇）年

\* Weipert 職を解かれる（41）

八月

\* 講座制創設の件につき、文部省より帝国大学評議会の議  
 に附される。総長加藤弘之、九月十八日付で答申。答申の  
 中の法学部関連講座案の中に、

\* 宮崎道三郎、法制沿革及び羅馬法を担当（42）

羅馬法 一講座

日本法制沿革 一講座

九月

<p>法制沿革 一講座</p> <p>がある。その後講座制創設問題は停頓(43)</p> <p>* 学科編成・学科課程改正。法学三部制を廃し、本邦法典を主として教授する法律学科がおかれ、他に外国法を教授する参考科がおかれる。参考科を第一部、第二部、第三部に分ける。改正された学科課程の中の、</p> <p>法律学科第一年に羅馬法(一年間毎週三時)</p> <p>政治学科第三年に法制沿革通論(一年間毎週三時)及び日本法制沿革(一年間毎週二時)</p> <p>がある(44)</p>	
<p>明治二十四(一八九一)年</p> <p>三月</p> <p>八月</p> <p>* 修業年限を四か年に延長。学科課程を改正。その中の、</p> <p>法律学科第一年に羅馬法(一年間毎週四時)</p> <p>第一年参考科第三部に獨逸法律史(一年間毎週二時)</p> <p>第三年参考科第二部に佛国法律史(一年間毎週二時)</p> <p>法律学科第四年に本邦法制沿革(一年間毎週二時)</p> <p>政治学科第一年に法制沿革(一年間毎週三時)</p> <p>政治学科第四年に本邦法制沿革(一年間毎週二時)</p> <p>がある(45)</p>	<p>* 小中村清矩、職を辞す</p> <p>* 木村正辭、文科大学教授を兼任</p> <p>* 宮崎道三郎、法制沿革、羅馬法並びに獨逸法律史を担当</p> <p>(46)</p>
<p>九月</p>	

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号 二三九(二三九)

明治二十五（一八九二）年

七月

\* 学科課程改正。その中の、

法律学科第一年に羅馬法（一年間毎週五時）

第一年参考科第三部に獨逸法律史（一年間毎週二時）

第三年参考科第二部に佛国法律史（一年間毎週二時）

法律学科第四年に本邦法制沿革（一年間毎週二時）

第四年参考科第二部に佛国法律史（一年間毎週二時）

政治学科第一年に法制沿革（一年間毎週三時）

政治学科第四年に本邦法制沿革（一年間毎週二時）

がある（47）

九月

\* 木村正辭、文科大学教授兼高等師範学校教授に任用される

\* 宮崎道三郎、法制沿革、羅馬法並びに獨逸法律史を担当（48）

明治二十六（一八九三）年

四月

\* 戸水寛人、留学期間の延長を承認される。またイギリスよりドイツへ転学を許可される

\* 三浦周行（みうらひろゆき）帝国大学文科大学選科を修業（49）

\* 仁保亀松（にほかめまつ）、法律学科（参考科第三部）を卒業。大学院に入り、法理学を専攻（50）

六月

七月

八月

\* 十日、勅令第八十二号により、帝国大学令改正。講座制



<p>九月</p> <p>が創設される(51)</p> <p>* 二日、学科編成・学科課程を改正、施行。法律学科、政治学科の二学科を置く。学年制を廃し、科目制を採用。参考科を廃止。学科課程については、</p> <p>法律学科に法制史、比較法制史、羅馬法</p> <p>政治学科に法制史、比較法制史</p> <p>がある。試業規程を施行(52)</p> <p>* 七日、勅令九十三号により、設置される講座が決定。その中に、</p> <p>法制史比較法制史 一講座</p> <p>羅馬法 一講座</p> <p>がある(53)</p>	<p>* 宮崎道三郎、羅馬法講座を担任し、法制史比較法制史講座を兼任する</p> <p>* 仁保亀松の指導教授に穂積陳重が決定</p>
<p>十月</p> <p>明治二十七年(一八九四年)</p>	<p>* Terry 帝国大学法科大学英米法教師として再来日(54)</p> <p>* 春木一郎、法律学科(英吉利法兼修)を卒業。大学院に入り羅馬法を専攻(55)</p> <p>* 戸水寛人、留学を終え帰国(56)</p> <p>* 戸水寛人、教授に任用される。羅馬法講座担任。</p> <p>* 宮崎道三郎、羅馬法講座担任を解かれ、法制史比較法制史講座担任を命じられる</p>
<p>九月</p> <p>明治二十八年(一八九五年)</p>	<p>* 春木一郎、ラテン語ギリシャ語研修のために金沢に滞在</p>

することを許される(57)

明治三十(一八九七)年

六月 \* 十八日、勅令第二〇八号により、帝国大学を東京帝国大

学と改称。京都帝国大学が創立されたことに伴う

七月

\* 美濃部達吉、政治学科を卒業

\* 春木一郎、羅馬法研究のためドイツに派遣される

\* 仁保亀松、法理学研究のためドイツに派遣される(58)

明治三十一(一八九八)年

四月

\* 美濃部達吉、「比較法制史殊に近世における各国公法の比較研究」のため、大学院入学(59)

九月

\* 十一日、試業規程を改正、施行(60)

明治三十二(一八九九)年

五月

\* 美濃部達吉、比較法制史研究のため、ドイツ、フランス、イギリスに派遣される

明治三十三(一九〇〇)年

六月

\* 美濃部達吉、留学中のまま、助教授(行政法憲法比較法制史)に任用される

七月

\* 中田薫(なかだかおる)、政治学科卒業。法制史研究のため大学院に入学。宮崎道三郎の指導をうける

明治三十四(一九〇一)年

二月

\* 二十二日、春木一郎、留学を終え帰国

<p>三月</p>	<p>* 二日、春木一郎、「京都帝国大学法科大学教授ニ任シ高等官六等ニ叙セラレ羅馬法講座担任ヲ命セラル」</p> <p>* 仁保亀松、留学を終え帰国 (61)</p>
<p>明治三十五(一九〇二)年</p>	
<p>二月</p> <p>* 法制史比較法制史講座を、法制史及び比較法制史の二講座に分離することを、大学評議会が承認</p> <p>三月</p> <p>* 二十七日、勅令一二五号により、法制史、比較法制史がそれぞれ講座として独立 (62)</p> <p>四月</p> <p>十月</p> <p>十一月</p>	<p>* 中田薫、助教(法制史)に任用される</p> <p>* 美濃部達吉、留学中のまま、教授に任用される。比較法制史講座担当</p> <p>* 宮崎道三郎、法制史講座を担当 (63)</p> <p>* 三日、美濃部達吉、留学を終え帰国</p>
<p>明治三十六(一九〇三)年</p>	
<p>九月</p> <p>* 学科課程を改正、施行。必修科目と選択科目との区別を設ける。法律学科必修科目の中に、</p> <p>羅馬法</p> <p>法制史</p> <p>がある。同選択科目の中に、</p> <p>比較法制史</p> <p>がある。政治学科選択科目の中に、</p> <p>法制史</p>	

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号 二四三(二四三)

比較法制史  
がある。また試験規程を改正、施行（64）

明治三十八（一九〇五）年

八月

\* 二十五日、戸水寛人、文官分限令第十一条第四号により、  
休職を命じられる（65）

\* 三十一日、戸水寛人休職のため、戸水担当の羅馬法を追  
試験の時間割より除く

九月

\* 十九日、戸水寛人に講師を囑託し、羅馬法を引き続き担  
当させる件、決定（66）

明治三十九（一九〇六）年

一月

\* 二十九日、戸水寛人の復職を発令

明治四十一（一九〇八）年

三月

\* 中田薫、法制史研究のため、イギリス、フランス、ドイ  
ツに派遣される（68）

九月

\* 学科課程を改正、施行。経済学科を政治学科より分離、  
独立させる。政治学科の学科課程の中に、

必修科目 法制史  
選択科目 比較法制史  
とある。試験規程を改正、施行（67）

明治四十二（一九〇九）年

六月 十二月	* 商業学科を法科大学に新設、四学科制となる(69)	
明治四十三(一九一〇)年		* 二十三日、戸水寛人、同日付で退職(70)
三月 五月		* 一日、京都帝国大学教授春木一郎、東京帝国大学法科大学講師を嘱託される。羅馬法を担当(71) * 春木一郎、来学年の講師をも嘱託される。羅馬法担当
明治四十四(一九一一)年		
七月 九月 十一月		* 中田薫、留学を終え帰国(72) * 美濃部達吉、比較法制史講座の担当を解かれる * 中田薫、比較法制史講座を担当 * 中田薫、教授に任用される
明治四十五(一九一二)年		
三月 六月 七月		* 穂積陳重、退官 * 一日、春木一郎、同日付で、東京帝国大学教授に転任。 羅馬法講座を担当(73) * Terry 職を解かれる(74)
大正三(一九一四)年		
七月	* 学科課程、試験規程改正。学科課程の中の、 法律学科第一年選択科目に、 法制史 羅馬法	

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号

二四五(二四五)

同第二年選択科目に、  
 比較法制史(毎週三時)  
 政治学科第一年選択科目に、  
 法制史(毎週三時)  
 同第二年選択科目に、  
 比較法制史(毎週三時)  
 がある(75)

大正五(一九一六)年

九月 \*比較法制史講座の名称を改め、西洋法制史講座とする。  
 西洋法制史講座の成立

\*中田薫、西洋法制史講座を担当(76)

大正八(一九一九)年

二月 \*六日、勅令第十二号により、帝国大学令を改正  
 \*六日、勅令第十三号により、法科大学を改め法学部(法律学科、政治学科からなる)とする。経済学科、商業学科を合併して経済学部とし、独立させる  
 \*六日、勅令第十四号により、講座名及び講座数を決定。その中に、

羅馬法 一講座  
 法制史 一講座  
 西洋法制史 一講座

がある(77)

\*一日、改正帝国大学令施行、東京帝国大学法学部の発足

\*内藤吉之助、法学部政治学科を卒業(79)

四月  
七月

<p>九月</p> <p>* 学科課程を改正、施行。学期制を採用。一学年を秋春の二学期に分ける。三年を六学期となし、前四学期を前期、後二学期を後期とする。学科課程の中の、</p> <p>法律学科第二学期(春学期) 選択科目に羅馬法(毎週五時)</p> <p>同第五学期(秋学期) 選択科目に法制史(毎週五時)</p> <p>同第六学期(春学期) 選択科目に西洋法制史(毎週五時)</p> <p>政治学科第五学期(秋学期) 選択科目に法制史(毎週五時)</p> <p>がある。試験規程を改正、施行(78)</p>	<p>九月</p> <p>* 三日、内藤吉之助、助手に採用さる。中田薫に師事し、法制史を研究</p>
<p>大正九(一九二〇)年</p> <p>九月</p> <p>* 学科課程を改正、施行。学年開始期を四月に変更。一年を夏冬の二学期に分ける。学科課程の中の、</p> <p>法律学科第二学期(冬学期) 選択科目に羅馬法(毎週五時)</p> <p>同第五学期(夏学期) 選択科目に法制史(毎週五時)</p> <p>同第六学期(冬学期) 選択科目に西洋法制史</p> <p>政治学科第五学期(夏学期) 選択科目に法制史</p> <p>がある(80)</p>	<p>大正十(一九二一)年</p>

<p>四月</p>	<p>* 中田薫、宮崎道三郎に代わり、法制史の講義を代行する（81・a）</p> <p>* 船田享二（ふなだきょうじ）、法律学科（英吉利法選修）を卒業（81・b）</p> <p>* 船田享二、大学院に入学。羅馬法を研究</p>
<p>五月</p>	<p>* 瀧川政次郎（たきがわまさじろう）、法律学科（獨逸法選修）を卒業</p> <p>* 二十二日、宮崎道三郎、同日付、職を辞す</p> <p>* 春木一郎、欧米各国へ出張を命じられる</p> <p>* 中田薫、法制史講座担任、西洋法制史講座兼任となる</p> <p>* 一日、春木一郎、「羅馬法講座担任ヲ免セラル」</p> <p>* 一日、中田薫、羅馬法講座分担任を命じられる（82）</p>
<p>大正十二（一九二三）年</p> <p>三月</p>	<p>* 二十三日、春木一郎、帰国</p> <p>* 三十一日、中田薫、羅馬法講座分担任を解かれる</p> <p>* 春木一郎、羅馬法講座担任を命じられる</p>
<p>大正十三（一九二四）年</p> <p>四月</p>	<p>* 船田享二、羅馬法研究のためフランス、イタリヤ、ドイツ、イギリスに派遣される。大学院を退学（83）</p> <p>* 武藤智雄（むとうとしお）、法律学科（獨逸法選修）卒業</p> <p>* 武藤智雄、助手に採用される。春木一郎に師事（84）</p>
<p>五月</p>	<p></p>



大正十四(一九二五)年

三月  
四月

\* 一日、学科課程を改正、施行。一学年をもって授業単位とする。学科課程の中の、

法律学科第一年選択科目に羅馬法(毎週三時)

同第二年選択科目に西洋法制史(毎週三時)

同第三年選択科目に法制史(毎週三時)

政治学科第三年選択科目に法制史(毎週三時)

がある(85)

\* 高柳眞三、法律学科(獨逸法選修)を卒業

大正十五(一九二六)年

二月

三月

四月

\* 二十一日、穂積陳重、死去

\* 原田慶吉、法律学科(英利法選修)を卒業

\* 金田平一郎、法律学科(獨逸法選修)を卒業(86)

\* 金田平一郎、法制史研究のため、大学院に入学

\* 十四日、原田慶吉、同日付で、助手に採用される。春木

一郎に師事、中田薫の薫陶をも受ける(87)

昭和三(一九二八)年

三月

四月

\* 仁井田陞、法律学科(獨逸法選修)を卒業(88)

\* 仁井田陞、大学院に入学

\* 十八日、宮崎道三郎、死去

昭和四(一九二九)年

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号

二四九(二四九)

三月	* 二十五日、原田慶吉、同日付で、助教授（羅馬法）に任用される
昭和五（一九三〇）年	
三月	* 石井良助、法律学科（獨逸法選修）を卒業（89）
四月	* 春木一郎、依願退職
五月	* 原田慶吉、羅馬法講座担当となる
昭和七（一九三二）年	* 二十日、石井良助、同日付で、助手に採用される
五月	* 十四日、石井良助、同日付で、助教授に任用される
昭和九（一九三四）年	
三月	* 久保正幡を助手に採用することを、教授会で決定
十二月	* 学科課程一部改正
昭和十一（一九三六）年	
三月	* 原田慶吉、文部省在外研究員として留学のため、ドイツへ出発
四月	* 十八日、久保正幡、同日付で、助教授（西洋法制史）に任用される
昭和十二（一九三七）年	
三月	* 中田薫、定年により退官

	<p>* 石井良助、法制史講座を担当</p> <p>* 久保正幡、西洋法制史講座を担当</p> <p>* 吉田道也、法律学科を卒業。西洋法制史研究のため、大学院に入学</p>
昭和十三（一九三八）年	<p>七月</p> <p>* 二十三日、原田慶吉、留学を終え帰国</p> <p>八月</p> <p>* 二十二日、原田慶吉、同日付で、羅馬法講座担任を發令</p>
昭和十四（一九三九）年	<p>九月</p> <p>* 二十六日、仁井田陞、講師に嘱託され、「支那法制史」の特別講義を担当</p> <p>十二月</p> <p>* 二十八日、原田慶吉、同日付で、教授に任用される</p>
昭和十五（一九四〇）年	<p>三月</p> <p>* 世良晃志郎（せらてるしろう）、法律学科を卒業</p> <p>四月</p> <p>* 世良晃志郎、助手に採用される</p> <p>五月</p> <p>* 二十日、世良晃志郎、海軍主計に任用され入営、同日付で休職</p>
昭和十六（一九四一）年	<p>三月</p> <p>* 吉田道也を助手に採用することを、教授会で決定</p> <p>十月</p> <p>* 仁井田陞、講師に嘱託され、「支那法制史」の特別講義を担当</p>
昭和十七（一九四二）年	

一月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 仁井田陞、教授に任用される。東洋文化研究所勤務</li> <li>* 十三日、石井良助、同日付で、教授に任用される</li> <li>* 久保正幡、京城帝国大学講師委嘱に応ずる件、教授会で承認</li> <li>* 仁井田陞に特別講義を依頼する件、教授会で決定</li> </ul>
四月	
六月	
十月	
昭和十八（一九四三）年	
九月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 滋賀秀三を大学院特別研究生前期課程に採用する件、教授会で決定。石井良助に師事（90）</li> </ul>
昭和二十（一九四五）年	
八月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 滋賀秀三を大学院特別研究生後期課程に採用する件、教授会で決定</li> </ul>

(2) ま と め

(a) 講座制成立以前

（\*）——線は昭和二十年以降を示す印。註とあるのは年表に付したそれ。（）は確認が難しいことを意味している

羅馬法（明治七年——同十年八月、同十五年九月——同二十六年八月）	
明治 七年	Grigsby
同 十五年 九月	Terry
（同 十七年	(Rudolf)
同 十六年	
同 十八年	
註 2	30 21

同 十九年 九月 — 同二十二年  
 同 十九年十一月 — 同二十二年  
 同 二十二年 — 同二十六年 八月

穂積陳重  
 Weipert  
 宮崎道三郎

羅馬法 (明治十八年 — 同十九年三月) 別課法学科

明治 十八年 — 同 十九年 三月

渡邊安積

註 29

日本古代法律 (明治十年九月 — 同十九年八月)

明治 十年 九月 — 同 十二年十一月  
 同 十二年十一月 — 同 十三年 八月  
 同 十三年 九月 — 同 十四年 八月  
 同 十四年 九月 — 同 十七年  
 同 十七年 — 同 十九年 八月

横山由清  
 小中村清矩  
 黒川眞頼  
 大澤清臣  
 黒川眞頼  
 木村正辭  
 飯田武郷  
 不 明

註 25  
 11  
 25 21

法制沿革 (明治二十二年 — 同二十六年八月)

明治二十二年 — 同二十六年 八月

宮崎道三郎

獨逸法律史 (明治二十四年九月 — 同二十六年八月)

明治二十四年 九月 — 同二十六年 八月

宮崎道三郎

(b) 講座制成立以後

羅馬法（明治二十六年九月—）

明治二十六年	九月（担任）	同	二十七年	九月
同	二十七年	九月（担任）	同	四十二年十二月
同	四十三年	三月（囑託）	同	四十五年 六月
同	四十五年	六月（担任）	同	十一年、五月
大正	十一年	五月（分担）	同	十二年 三月
大正	十二年	三月（担任）	昭和	五年 三月
昭和	五年	三月（担任）	同	十一年 三月
同	十一年	三月	同	十三年 七月
同	十三年	八月（担任）	同	

法制史比較法制史（明治二十六年九月—同三十五年十月）

明治二十六年	九月（兼任）	同	二十七年	九月
同	二十七年	九月（担任）	同	三十五年 十月

法制史（明治三十五年—） \*昭和二十九年、「日本法制史」と改称

明治三十五年	十月（担任）	同	十一年	三月
大正	十年	四月（担任）	昭和	十二年 三月
昭和	十二年	三月（担任）	同	

比較法制史（明治三十五年—大正五年九月）

明治三十五年	十月（担任）	同	四十四年	九月
明治四十四年	九月（担任）	同	大正	五年 九月

宮崎道三郎	註70
戸水寛人	71
春木一郎	73
春木一郎	82
中田薫	留学中
春木一郎	
原田慶吉	
原田慶吉	
原田慶吉	

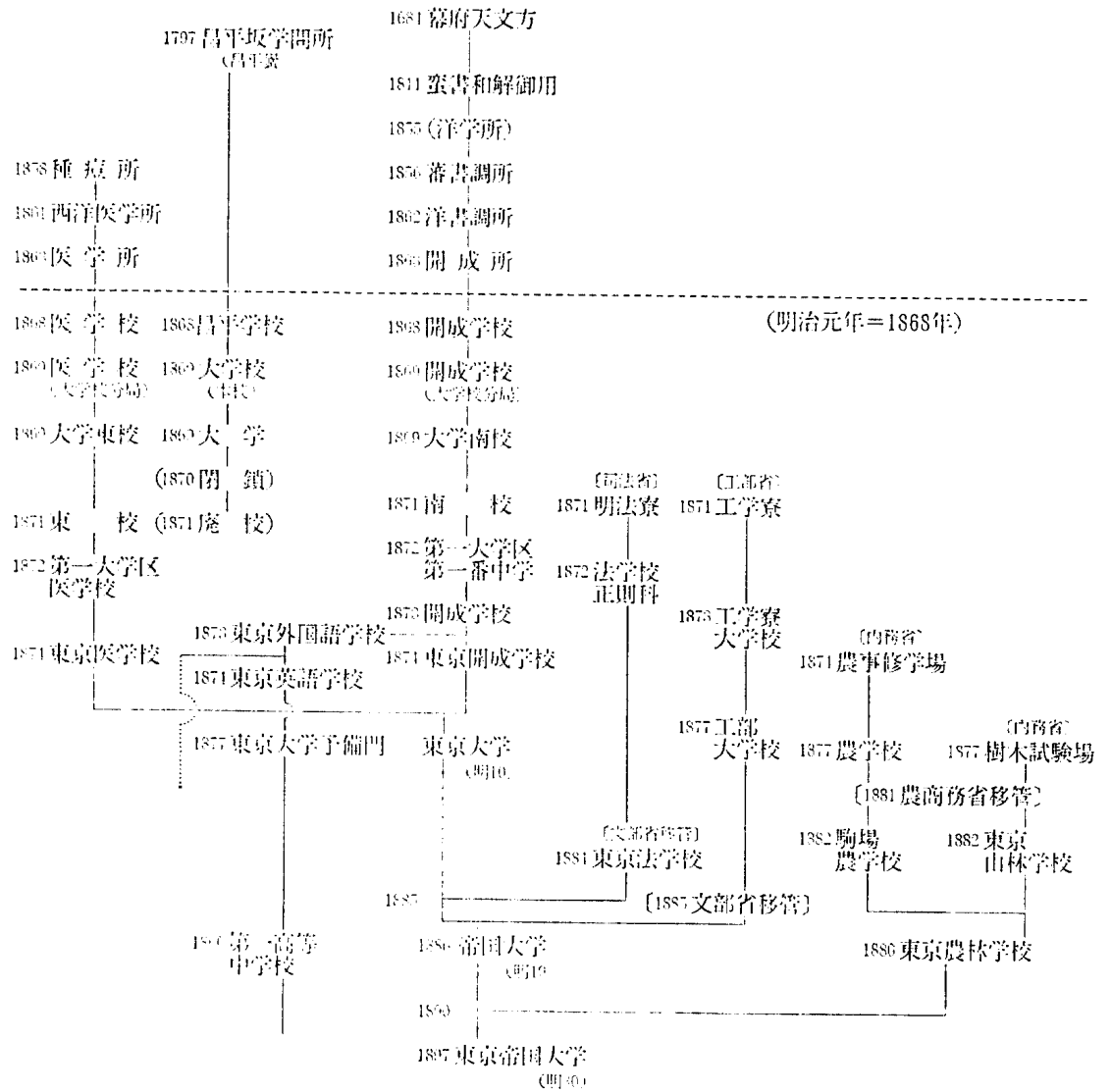
宮崎道三郎	註62
宮崎道三郎	

宮崎道三郎	註81・a
中田薫	
石井良助	

美濃部達吉	
中田薫	

## 東京帝国大学の成立

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）



〔明治以降所管の記載のないものは文部省所管〕

同志社法学 三九卷一・二号

二五五 (二五五)

西洋法制史（大正五年九月—）

大正	五年	九月（担任）	——	同	十一年	四月
大正	十一年	四月（兼任）	——	昭和	十二年	三月
昭和	十二年	三月（担任）	——			

中田	薫
中田	薫
久保	正幡

(1) 開成学校の成立に至るまでの過程と、その後東京帝国大学の成立に至るまでの過程とを図式化したものが前頁の資料である。この資料は、中山茂『帝国大学の誕生』（昭和五十三年）五頁の図にわずかの追加・変更を加えて作成されている。東京帝国大学成立の歴史的経緯については、文献〔20〕〔21〕〔24〕〔25〕を参照。

開成学校には、法学、理学、工業学、諸芸学、鉱山学の各専門学科が置かれた（九月開校）。そしてこの専門学科はそれぞれ本科と予科とを有した。理学科を除き、修業年限は本科、予科ともに三年。理学科本科の修業年限は四年、予科のそれは三年。しかし実際に本科を開設できたのは鉱山学科だけで、その他の学科は予科を設けることができたに留まったといわれている。予科は、生徒の学力に差のあるところから複数の「級」に分けられた。法学科予科の場合、級は「第一級」と「第二級」とからなっていた。この法学科予科第一級および第二級の設置科目のそれぞれに、「語学」などの教科と並んで「法科総論」が配当されている（文献〔20〕二八四—二八九頁、文献〔22〕六頁以下、文献〔24〕二五五頁以下、二八八頁以下）。文献〔20〕二九二頁に掲載されている、担当教師名付の「開成学校本科・予科時間割（明治六年中）」表の中から法科予科第一級のもののみを次頁に転載しておく。

次頁の表に登場する教師マカデーとは、文献〔29〕の八七—八八頁にみられる次の人物のことであろうか。「マックカーティー (D. Bethune McCarter) アメリカ人 Doctor of Medicine, Master of Arts. 1871 明治五年（西暦一八八二年）九月一日乃至同七年三月二十七日第一番大学区第一番中学の英語学の教師、明治七年三月二十八日乃至明治十年四月三十日の間は、東京開成学校で、医学、博物学、歴史、羅匈語等の教授をなしていた。帰国後、明治十八年二月三日勲五等に叙せられた（『明治文化発祥記念誌』、四五頁及び「明治文化に寄与せる欧米人の略歴」の項参照。）」



		法学予科第一級						
時	月	火	水	木	金	土		
自七時半 至八時半	ウイルソン 語学	マカデー 羅甸	ウイルソン 語学	マカデー 羅甸	ウイルソン 語学	マカデー 羅甸	マカデー 羅甸	
自八時半 至九時半	マカデー 経済学	ウイルソン 語学	マカデー 経済学	ウイルソン 語学	マカデー 経済学	ウイルソン 語学	ウイルソン 語学	
自九時半 至十時	体操	体操	体操	体操	体操	体操	体操	
自十時 至十一時	グリフヒス 歴史	マカデー 国勢学	グリフヒス 歴史	グリフヒス 歴史	グリフヒス 歴史	グリフヒス 歴史	ウイルソン 数学	
自十一時 至十二時	マカデー 法科	ウイルソン 数学	マカデー 法科	ウイルソン 数学	マカデー 法科	ウイルソン 数学	ウイルソン 数学	
自十二時半 至一時	翻訳	翻訳	翻訳	翻訳	翻訳	翻訳	翻訳	

〔文部省雑誌〕明治六年七月二十四日〔第三号〕

文献〔20〕二七二頁にある「第一番中学教師・教官一覽」中の英語科教師の一人に「文学 マッカデー」の名がみられる。また同上二八九―二九〇頁に、外国人教師の増俸伺に関連して、「一米国人マックアーデ 従前一ヶ月給料二百廿五円 増給金貳拾五円 法学校教師」とある。増俸伺の理由は、第一番中学が開成学校と改称され、そこで外国人教師に専門科の授業を担当させることに伴うものである。なお、外国人教師に、どのような種類の貨幣で、給料が当時支払われていたかについては、同じく文献〔20〕一九四―一九六頁参照。

(2) 矢田氏は、文献〔29〕八七頁で、グリグスビーを「我がローマ法教育の先達」と呼び、彼の履歴について次のように紹介している。「彼は、イギリス人。明治七年五月六日東京開成学校へ招かれて来朝。法学の教師となり、不動産法、動産法、

わが国における法史学の歩み(一八七三―一九四五)

同志社法学 三九卷二・二号 二五七(二五七)

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号

二五八（二五八）

衡平法、国際法、刑法、ローマ法を担当し、明治十一年七月十一日帰国した。」

また同文献八五—八六頁に、明治九年の『英文東京開成学校一覽』に掲載されている、グリグスビー出題のローマ法科目試験問題が転載されている。同じく八七頁には、「マッカター氏曰ク」として、「シーサルス、コンメンタリス、第四卷、シセロー演説、第二卷及ジャスチニアン帝修例、第一卷」を用いてのラテン語の授業の困難な様子も伝えられている（『外国人教師申報』『文部省第四年報（明治九年）』所収から、矢田氏は引用している）。

このマッカターは、『東京開成学校第三年報（明治八年）』の「諸教授申報抄訳」の中にも（二十一頁）、「法学本科下級生（七月以前法学子科第一級）」に対するラテン語教師として現われている。この報告の中に、「ジャスチニアン帝修例」は教材として挙げられていない。

同『第三年報』には「法学本科中級生徒本年九月中級ニ入り十二月ニ至リ修ムル課目」として「羅馬法 ジャステニアン帝ノ律例 第二卷ニ至ル」とある。矢田氏が先の文献で引用されている『文部省第二年報（明治七年）』『東京開成学校』の項二十六頁にも、「羅馬法律 ジャステニアン 十章」とあるという。グリグスビーが法学教師として羅馬法律を教えていただけでなく、マッカターも語学教育を通して、羅馬法律の講授に関わっていたのではなからうか。

(3) 全学科目を記すと、次の通りである（文献〔24〕二九九頁参照）。文献〔22〕九頁では、第一年（下級）に「仏語（法

第一年 下 級	第二年 中 級	第三年 上 級
列国交際法（平時交際法） 英国法律（大意、憲法及刑法） 憲法史記 心理学及論文 拉丁語 （仏語）	列国交際法（戦時交際法） 英国法律（慣用法、結約法、衡平法及 其主旨） 羅馬法律 政 学 修身学及論文 法蘭西語	列国交際法（交際私法） 英国法律（私犯法、海上法及貿易法） 羅馬法律 法国法律（那拿侖法律要旨） 比較法論 証拠法及理説

蘭西語」も配当されていたことになっている。この点で文献〔24〕と異なる。そこで本註前頁の表には（ ）を付けて「仏語」を追記しておいた。

文献〔22〕九一〇頁、明治七年十二月の欄に、次の記述がある。

『東京開成学校第二年報』はこの年の九月から十二月に至る法学本科（第一年級）の授業内容を次の通り報告し、『衆生徒進歩ノ景況』を伝えた。

ブラッキストン氏著『英国法律論』全部ヲ終ル。ウールセー氏著『万国公法』全部ヲ終リ、フヒートン氏著『国際公法』四部中一部ヲ終ル。万国公法講義——（第一）公法之字義、（第二）古今学者之説、（第三）公法起源論。憲法講義——（第一）憲法之字義、（第二）憲法原由論、（第三）憲法各種有ルノ論、（第四）憲法ニ三権有ルノ論、（第五）一國ハ一家ヨリ起ルノ論、之ヲ希臘並ニ羅馬ノ歴史ニ拠テ証ス。政学講義——（第一）自由ノ理、（第二）罪科論、（第三）刑罰真論、（第四）權利義務。羅甸——シーザル「ゴール征討記」四卷ヲ終ル。羅馬法律——ジュスチニヤン、十章。羅馬史ヲ終リ希臘史ヲ始ム。修身学講義——（第一）修身ノ字義、（第二）五倫、（第三）善惡論、（第四）人性善惡論、（第五）国家原由論。論文——但其題専ラ政法上ニ関ス。仏語——會話。また右年報は卷末に「将来學術進歩ニ付須要ノ件」と題する一文を掲げ、校舎設備ならびに教師もともに「専門大学校」の名にふさわしくない現状を憂えて、急速なその充実を要望する。この月末現在の開成学校生徒総数は三三一名（本科、予科とも）、うち官費生（月額一〇円）二六〇名、自費生七一名、在舎生二七三名、通学生五八名。」

（4）入江邑次郎とは穂積陳重（ほずみのぶしげ 一八五五—一九二六）のこと。『穂積陳重遺文集 第一冊』（昭和七年）四頁には、「入江邑治郎」とある。宇和島藩士穂積重樹の次男として生れ、邑次郎という名であった。「一時入江家に入りて入江邑次郎と云われ、更に陳重と改名せられ、其後再穂積家に復姓せられました」（志賀泰山「穂積男爵の青年時代」『学士会月報』第四百五十八号（一九二六年五月）の中から、その一部が、『書齋の窓』六三号（一九五九年）一四頁に転載されている）。改名のいきさつは、「穂積三先生を語る」『書齋の窓』六三号、六一七頁参照。

入江邑次郎は、藩校明倫館で学び、明治四（一八七〇）年一月、宇和島藩の貢進生として大学南校英学部に入り、明治七

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号

二六〇(二六〇)

(一八七四)年、開成学校生徒となる(『穂積陳重遺文集 第一冊』昭和七年、四頁。潮見俊隆・利谷信義編著『日本の法学者』一九七四年、五五—七二頁所収の松尾敬一「穂積陳重」参照、特に五五頁)。貢進生とはなにかについては、文献〔20〕一四三頁以下、文献〔24〕一四七頁以下参照。

明治四(一八七二)年一月二十二日の大学南校の「貢進舎生姓名簿」には、「宇和島藩入江邑次郎」とある(文献〔24〕一五五頁)。文献〔20〕三三三頁の「東京開成学校派遣貸費留学生一覽(明治九年六月出發)」の中には、「(氏名・在籍等級)法学本科中級生入江陳重、(族籍)愛媛県土族、(年齢)二二歳二ヶ月、(国)英独、(帰国)明治一〇年、(留学校・専攻)ロンドン大学、キングスカレッジ、ベルリン大学、法学」として記されている(文献〔24〕三三四頁も参照)。「穂積陳重」と名乗るのは、帰国後である(松尾、前掲、五五頁)。陳重の留学についての詳細は、「穂積陳重先生の渡英日記(1)」(8)「『書齋の窓』二七—三〇号、以上一九五五年、三一—三三、三五号、以上一九五六年)。

陳重は開成学校に關連し、次のように述べている。「明治八年、始めて法科の専門教授あり。鳩山(和夫)、小村(壽太郎)、菊池(武夫)、岡村(輝彦)、齋藤(修一郎)、中山(寛六郎)、野村(鈺吉)、向坂(兌)、穂積の九人を以て最初の法学生となす」(『穂積陳重遺文集 第三冊』昭和九年、二五三頁。 )内は引用者による補充)。ここから、開成学校で専門科目の授業が始まったのは、明治七年九月からでなく、明治八月になってからであることが分かる。

文献〔2〕一二〇頁以下に、櫻井錠二の手になる、穂積に対する追悼文が掲載されている。

(5) 明治九年現在の東京開成学校法学専門科の教科目は、明治七年のそれと較べるとかなり変化している(文献〔20〕三〇九頁参照)。

第一年 下 級	第二年 中 級	第三年 上 級
不動産法 動産法 結約法	証拠法 訴訟法(民事訴訟法、刑事訴訟法) 衡平法	前二年間実践修スル総科目ノ復習 列国交際法(列国交際公法、列国交際私法) 法律討論演習

刑法	海事訴訟法	法論
法蘭西語	法律討論演習	拿破侖法律要旨
国憲(該科ヲ学ブト学バザルトハ生徒ノ望ニ任ス)	法蘭西語 羅馬法律(第一年ノ国憲ニ於クルガ如シ)	

(6) 「エール大卒、前コネティカット州『ハルトホルド府代言人』(文献〔22〕一五頁)。  
 (7) 文献〔19〕『第六年報(自明治十年九月至十一年八月)』二十九頁。そこに、明治十年の記事として、「是ニヨリ先キ八月二十九日横山由清氏ニ講師ヲ囑シ是日ヨリ毎週月曜日土曜日両日ヲ以テ法文学部生徒ニ日本古代法律及和文学ヲ教導セシム」とある。横山由清(一八二六一一八七九)については、平凡社版『日本人名大事典』参照。  
 (8) 「明治十年より十五年に涉って、ローマ法の講義は、全く講筈より其影を潜めてしまった。是、国粹保守主義的教育方針を懐ける法学部理学部文学部総理加藤弘之の意見によって、日本法制史家の銘記すべき『本邦古代法律』なる講義が成立したのに基因するのである」(文献〔29〕八八頁)。文献〔24〕五六八頁により、明治一〇年の学科課程を次に掲載しておく。

第一年	第二年	第三年	第四年
英吉利語(英文学) 論理学 心理学(大意) 欧米史学 和文学 漢文学	日本刑法沿革 日本現行法律(講義) 英吉利法律 (法律大意の講義) 不動産法 動産法	日本古代法律 日本現行法律(擬律) 英吉利法律 (証拠法) 衡平法 訴訟法	日本古代法律 日本現行法律(弁明) 支那法律要領 (唐律) 明律 清律

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号

二六一(二六一)

法蘭西語	結約法	治罪法	英吉利法律（海法）
	刑（法）	私犯法	法蘭西法律要領（民法）
法蘭西語		英吉利國憲	列國交際法
		法蘭西語	（公法 私法）
			法論

「日本現行法律」は、すでに旧東京開成学校において、「明治九年九月以降、毎土曜日午後二時間鶴田皓に囑し本邦現行法律を講義せしめ、以て法学生徒をして西洋の法律にのみ精しくして、本邦現行法律に疎きの弊なからしめんことを期したるが、今本学部にては之を進めて正科と為したるなり」（文献〔24〕五六七頁）。文献〔19〕『第五年報（明治十年）』一〇頁参照。『東京大学法理文学部一覽略（明治十一年）』では、欧文での記述のところで、「鶴田皓」を「Tsuruda Akira」と表記している。

（9・a）文献〔19〕『第七年報（自明治十一年九月至明治十二年八月）』二十頁。そこに、「四日小中村清矩ニ法文ニ学部講師ヲ囑シ法文学部生徒ニ日本古代法律及和文学ヲ講授セシム」とある。小中村（一八二一—一八九五）については、文献〔1〕三一頁以下の「小中村清矩会員」追悼文（筆者不詳）参照。以下、小中村の履歴は主としてこれに依る。

ところで同『第七年報』所収の「東京大学法理文学部教員受持課目表（自明治十一年九月至同十二年八月一学年間）」では、横山由清が第二年第三年第四年配当の「日本古代法律」を一人で担当している。そして第一年配当の「和文学」を、横山由清と黒川眞頼（次の註〔10〕参照）とが担当している。小中村が何も担当していないのはどうしてであろうか。小中村はこの間は文学部でも担当がない。そうすると同『第七年報』二十頁の記述は間違いないのであろうか。

（9・b）前註で引用した『第七年報』の課目表によると、明治十年に第二年配当科目であった「日本刑法沿革」という科目名はすでになく、それは「日本古代法律」という科目名に変わっている。ところが文献〔24〕五七〇頁には、「明治十二年に至り、学科課程に若干の変更を加えたり。其の主要なるものを挙げれば、第二年に於ける日本刑法沿革を日本古代法律（沿革

史」と改め」とある。文献〔24〕の記述が間違っているのであろうか。

(10) 註(9)掲載の文献〔19〕『第七年報』二十一頁。黒川眞頼(一八二九—一九〇六)については、平凡社一九七九年版『日本人名大事典』第二巻、四六九頁参照。

(11) 文献〔24〕七一五頁。

(12) 文献〔24〕五九〇頁。文学部では「和文学」を担当。木村正辭(一八二七—一九一三)については、文献〔2〕一七頁以下の「木村正辭」の追悼文(筆者不詳)参照。同追悼文中に木村の詳しい履歴が紹介されている。以下、木村の履歴はこれに依る。

(13) 宮崎道三郎(一八五五—一九二八)については、中田薫編『宮崎先生法制史論集』昭和四年、一—三頁所収の「宮崎道三郎先生小傳」参照。斬馬劍禪『東西兩京之大学』(明治三七年)百六十九頁以下で、宮崎は、その学者としての生活態度を「純然たる仙人」と評されている。石井良助「日本法制史学の八十八年」(『国家学会雑誌』第八十一巻第一・二号)一〇九頁以下参照。

(14) 文献〔24〕五七三頁以下。

(15) 文学部では、「和文学」を担当。大澤清臣(一八三三—一八九二)については、平凡社版『日本人名大事典』参照。文献〔24〕五九〇頁、文献〔22〕二八頁。

(16) 「穂積陳重先生の渡英日記(8)―留学始末書―」『書齋の窓』(三五号、一九五六年)一三頁。

(17) 文献〔24〕五九一頁。文学部では「和文学、日本古今法制」を担当(同上七一九頁)。飯田武郷(一八二七—一九〇〇)については、平凡社版『日本人名大事典』参照。

(18) 文献〔24〕五七六頁。

(19) 例年七月に卒業式が行われるところ、この年はコレラ流行のため、一〇月に延期された(文献〔22〕三三頁。文献〔27〕一頁には、七月卒業とある)。安邊安積(一八五九—一八八七)については、文献〔3〕第三十七号(明治二十年)五十四—五十八頁の「故法学士渡邊安積君小傳」参照。ここでも卒業は七月とある。

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号

二六三(二六三)

- (20) 文献〔24〕五八〇頁以下。
- (21) 文献〔22〕三二頁には飯田武郷の名はない。文献〔24〕五九一頁以下の「明治十四、十五年に於ける職員表」には、「日本古代法律 飯田武郷」とある。また文献〔18〕『従明治十四年至明治十五年』（明治十五年四月二十五日御届）一六七頁以下の「法学部職員」欄に「助教授（判任）飯田武郷」とある。このいずれの文献にも黒川眞頼の名が見あたらない。文学部の場合、文献〔22〕三二頁、文献〔24〕七一八頁の双方に、「和文学、日本古今法制 飯田武郷」、「和文学 木村正辭」、「和文学 大澤清臣」とある。ここにも黒川眞頼の名前は見あたらない。黒川眞頼の名を再び見ることができるのは、明治二十六年であり、そこに、「国語学、国文学、国史第三講座（東京帝国大学文科大学）教授黒川眞頼」とある（文献〔24〕一三二二頁）。また同一三二二頁に、「明治二十六年九月九日教授日高眞實依願免官となり、九月十一日東京美術学校教授黒川眞頼教授に任じ……」との記述がある。
- テリーについては、文献〔18〕『従明治十五年至十六年』（明治十五年十二月二十七日御届）二〇二頁。ローマ法の復活をめぐる様子については、文献〔29〕八八頁以下。テリーは、同時に、「英国古代法律」を第二等級で講義していたようである（文献〔22〕三二頁、文献〔29〕八九頁以下）。しかし学科目一覧の中に、その科目名を見出すことができない。
- (22) 別課法学科については、文献〔24〕五九四頁以下、文献〔20〕四五九頁以下。社会における法学士の「需用遙カニ供給ニ超越スルモノアリ」という状況認識に立って、邦語をもって法律学を教授する別課課程の設置が決められた。
- (23) 「獨人ルードルフ氏は去る四日に來着せられたり」（文献〔3〕『第九号』（明治十七年）六十二頁）。文献〔29〕九三頁参照。
- (24) 文献〔24〕五八二頁以下。
- (25) 文献〔18〕『従明治十六年至明治十七年』（明治十七年二月四日御届）二〇七頁以下。

明治十年から明治十七年までの、法学部における「日本古代法律及和文学」担当者を、閲覧できた文献によって列記すると次のようになる。



		日本古代法律	和文学
明治十年	九月—同十一年 八月	横山由清	横山由清
明治十一年	九月—同十二年 八月	横山由清	横山由清
(明治十二年)	九月—同 年十一月	担当学年 第二年 第三年 第四年	黒川眞頼
(明治十二年十一月—同十三年 八月)		(横山由清)	(横山・黒川)
(明治十二年十一月—同十三年 八月)		(小中村清矩)	(小中村・黒川)
明治十三年	九月—同十四年 八月	黒川眞頼	黒川眞頼
		担当学年 第二年 第四年	木村正辭
		大澤清臣	
		担当学年 第二年 第三年	
明治十四年	九月—同十五年 八月	大澤清臣	田中稻城
		担当学年 第二年 第三年	
		木村正辭	
		担当学年 第二年 第四年	
		飯田武郷	
		担当学年 不明	
明治十五年	—同十六年	大澤清臣	田中稻城
		木村正辭	
		飯田武郷	

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号

二六五(二六五)

明治十六年	—同十七年	担当学年 不明	
		大澤清臣	田中稻城
		木村正辭	
		飯田武郷	
		担当学年 不明	

参考文献は以下のものである。『東京大学法理文学部一覽 略(明治十一年)』。文献〔19〕『第七年報』(自明治十一年九月至同十二年八月)。『東京大学第一年報(起明治十三年九月止同十四年十二月)』所収の「東京大学法理文学部教員受持学科表(明治十三年九月至同十四年七月)」。『東京大学第二年報(起明治十四年九月止同十五年十二月)』所収の「東京大学法理文学部教員受持学科表(自明治十四年九月至同十五年七月)」。文献〔18〕『從明治十四年至十五年』(明治十五年四月二十五日御届)。文献〔18〕『從明治十五年至明治十六年』(明治十五年十二月二十七日御届)。文献〔18〕『從明治十六年至同十七年』(明治十七年二月四日御届)。表の中の( )で括った部分は、参照すべき文献が入手できず、文献〔24〕七一五頁などからの推定であることを示している。

明治十七年以降の担任者を確認する資料は入手できなかった。

田中稻城について、明治十五年「十二月二十日明治十四年文学部卒業文学士田中稻城教授に任ぜられ文学部兼法学部兼予備門勤務を命ぜられる」(文献〔24〕五九一頁)とある。しかし、教授ではなく助教の誤りであろう。文献〔18〕の明治十五年四月二五日発行および同年十二月二十七日発行のそれには、准講師とあり、「明治十六年から明治十七年」を対象にしている、明治十七年二月四日発行のそれには、「助教(判任)和文学」とあるからである。

(26) 文献〔24〕五九四頁。

(27) 文献〔29〕九二頁。文献〔22〕三七頁には、七月とある。

(28) 文献〔22〕三七—三八頁。文献〔3〕『第七号』(明治十七年)六三頁に、「去月二四日出帆」とある。「法学士宮崎道

三郎氏の来信」要旨が、次のように、文献〔3〕第二拾六号（明治十九年）六十五頁以下に掲載されている。

「此程独逸国『ライプチヒ』府発同氏よりの来信に曰く去年十月当府へ転学（其以前はハイデルベルヒ府に在りてシュルチェ氏に随へり）せし以来『ウィンドシャイド』氏に就き羅馬法典の解釈並に独逸普通法の講義を聴聞し傍ら『ウィンド』氏に就きて近世哲学史の講義をも聴聞致居候当大学の法学教授には『ウィンドシャイド』氏を首として『ストッペ、ピンシング、フリードベルヒ』等の諸氏あり（『ワフ』氏も学生間の評判頗る善けれとも学者間の批判如何にや未だ聞及はず）或は羅馬法を以て名を得或は独乙法を以て譽を博し僧律に精通するものあり刑法に深邃なるものあり講義著書俱に何れも評判甚善し就中『ウィンドシャイド』氏は独乙法学家中の巨擘にして聴衆常に三百人に上り候小生は二学期即ち一年間当府に滞在の上伯林府へ赴き候心得尤其間一学期程『ゲッテンゲン』府に留学可致心組有之同府には『イエーリング』氏居られ候故専ら其講義を聴き傍ら『パール、ヨン、ドーブ』氏等にも就き可申と存居候当国に於ても夫の性法学は昨今大に其勢を失ひ諸学士は主として『ボンチーフ、ロー』を研究し大に力を沿革法理に用い比較法理学亦漸く勢を得るの模様候云々。」

これによって宮崎が誰のもとで何を学んだかの一端を知ることができる。また、先の中田薫編『宮崎先生法制史論集』所収の「宮崎道三郎先生小傳」を参照。

(29) 文献〔22〕三八頁。文献〔3〕『第九号』（明治十七年）六十二頁。そこに次の記事がある。「本雜誌持主法学士渡邊安積君は去る明治十五年七月東京日々新聞に従事し爾來専ら其社説を担当せられしが事故ありて去る十一月限り同新聞社を退かられたり。」

(30) 文献〔29〕九一頁。矢田一男氏はそう推定している。

(31) 文献〔22〕三九—四〇頁。

(32) 別課法学科は文部省より司法省に移管され、総数六〇人の生徒（第二年三六人、第三年二四人）も、司法省に引き継がれた（文献〔24〕六一二頁以下）。

(33) 文献〔24〕一一四二頁、文献〔29〕九四頁。この欄冒頭の飯田武郷については、平凡社版『日本人名大事典』第一巻、一七一頁以下参照。飯田は明治十四年助教に任用され、その後東京大学教授に任用されている（年月日未確認）。明治十五

年には、新設の文学部附属「古典講習科」で「正史」を担当している。退職後の明治二十九年一月には、文科大学「国語学、国文学、国史」第二講座の講師を嘱託されている（文献〔24〕七三三、一三二四頁）。

(34) 池辺義象（一八六四—一九二三）については、平凡社版『日本人名大事典』、大日本人名辞書刊行會版『大日本人名辞書』参照。「古典講習科」については、文献〔20〕四六二頁以下、文献〔24〕七二二頁以下参照。

(35) 文献〔24〕一一二頁以下。

(36) 文献〔26〕『従明治二十年至二十一年』（明治二十年十月十三日届）六一—六十一頁。

(37) 文献〔22〕四九頁、文献〔24〕一一四三頁。しかしこの岡崎三郎の名前を、文献〔26〕の中の、関連する年度の一覧に見ることができない。同上文献の記述は何を典拠にしてのものなのであるか。

(38) 文献〔24〕一一二五頁以下、文献〔26〕『従明治二十一年至二十二年』（明治二十一年十一月出版）七一頁には、第三部第一年の第二期の羅馬法について「一年間毎週四時」とあり、その点で文献〔24〕と異なる。

(39) 宮崎道三郎の帰国日、教授昇任の日については、文献〔3〕『第五十六号』（明治二十一年十一月二十日発行）四百十頁に依る。

(40) 文献〔3〕『六十九号』（明治二十二—二十三年）八百五頁に、「戸水寛人氏は去月三十日欧州に向け出発」との記事あり。同『第十卷第二号』（明治二十五年）一八二頁には、「目下英国ニ留学シテ法律学を講習する日本人はロンドンの学院に戸水寛人……あり」との記事あり。

(41) 文献〔24〕一一四五頁。

(42) 文献〔26〕『従明治二十三年至二十四年』（明治二十三年十二月二十七日出版）七〇頁。穂積陳重は、羅馬法の担任を解かれている。

(43) 文献〔24〕九七五—九八三頁。

(44) 「明治二十三年に至り……法典編纂の事業漸次進歩し、法典も逐次発布せられたれば、法律学科の授業は当然本邦法典を主とし、外国法は参考に資するに止むべきを以て……」学科編成・学科課程が改定された（文献〔24〕一一二九頁以下）。

(45) 文献〔3〕『第九卷第九号』（明治二十四年九月一日発行）九一頁以下。「修業年限を延長したる理由は主として本邦法典を授くるに、三ヶ年にては時日不足なるを慮ひたるにあり」（文献〔24〕一一三三頁）。

(46) 文献〔29〕九六頁。

(47) 文献〔3〕『第十卷第九号』（明治二十五年）八三五頁以下。

(48) 文献〔26〕『從明治二十五年至二十六年』（明治二十五年十二月二十四日出版）七七頁、文献〔29〕九六頁。「佛国法律史」

については、担当者を見いだすことができない。文献〔26〕のうち本註で引用した版の中には、「佛蘭西法 木下廣次」

「民法佛蘭西法 富井政章」、「行政法英佛獨憲法 末岡精一」とあるのみ。

(49) 三浦周行（一八七一—一九三一）については、平凡社版『日本人名大事典』参照。ここでは「ミウラカネキ」と振り

仮名がされている。選科については、文献〔22〕四二五頁以下、文献〔24〕四七四頁以下、四八〇頁以下、一〇一七頁以下。

石井紫郎「三浦周行」（永原慶二他編『日本の歴史家』一九七六年）一一一以下。

(50) 「……仁保龜松君は商法中保険に関する法理……攻究の志願を以て大学院入学を出願せられしに何れも七月十日許可せられたり」（文献〔3〕『第十一卷第九号』（明治二十六年）八一三頁）。「會員法学士仁保龜松君は曩に保険法々理研究の爲め同院に入学せられしか今回許可の上其研究科目を法理学と変更せられたり」（文献〔3〕『第十一卷第十一号』（明治二十六年）九七二頁）。

(51) 文献〔22〕六四頁。

(52) 「科目制と為すと雖も、学生の学修は自ら順序次第に導ふて進まざるべからず。之が爲めに試業規定を設け、以て学修を指導せんとするなり。即ち一方には学修の自由を與ふると共に、一方には学修の次第を誤らざらしめんとするの意に出たるものなり。」「試業規定」の中には次のように記されている。「第一 試業ハ三回之ヲ行ヒ第一回試業ハ一学年以上在学ノ者第二回試業ハ第一回試業ニ及第シタル後一学年以上在学ノ者第三回試業ハ第二回試業ニ及第シタル後一学年以上在学ノ者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス。」これによって、早ければ三か年で卒業できることになった。

法律学科第一回試業科目は八科目。その中に、「比較法制史」、「羅馬法」がある。同第二回試業科目は九科目。その中に、

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号

二六九（二六九）

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号 二七〇（二七〇）

「法制史」がある。同第三回試業科目は八科目。

政治学科第一回試業科目は八科目。その中に、「比較法制史」がある。同第二回試業科目は八科目。その中に、「法制史」がある。同第三回試業科目は八科目。

外国法の科目は、「英吉利法」、「佛蘭西法」、「獨逸法」からなり、法律学科にのみ配当されている。そして次の規定が外国法科目について定められている。「英吉利法、佛蘭西法、獨逸法ハ其ノ一ヲ撰フヘシ但第一回試業ニ於テ英吉利法ヲ撰ヒタル者ハ後二回共之ヲ撰フヘシ他之ニ倣フ。」したがって学生は、「英吉利法兼修」、「佛蘭西法兼修」、「獨逸法兼修」に、事実上分けられることになった（この註のすべては、文献〔24〕一一〇七頁以下に依る。文献〔22〕六五頁以下参照）。

(53) 明治二十六年八月十一日付の文部大臣井上毅の、帝国大学総長濱尾新に対する諮問の中で、「法制沿革一講座」、「羅馬法一講座」の設置が文部省案として提示されている。同年八月十七日付の、総長から文部大臣への復申の中で、「法制史一講座」、「比較法制史一講座」、「羅馬法一講座」の設置が大学案として逆提案されている（文献〔24〕九七四頁以下参照。文献〔20〕八六一頁以下参照）。この時に設置されたのは、全部で二科目二講座である（文献〔24〕一一四〇頁以下）。

(54) テリー再来日のいきさつ的一端は、文献〔22〕七〇頁参照。

(55) 『春木先生還曆祝賀論文集』（昭和六年）に、「春木先生略歴」が掲載されている。春木一郎（一八七〇—一九四四）の履歴は、以下、主としてこれに依る。

(56) 文献〔3〕『第十二巻第九号』（明治二十七年）七七五頁に、次のような興味ある記事が掲載されている。

「戸水寛人氏の帰朝。氏の英国『ミッドルテンブル』に在るや、甞勉の声常に同輩の間に聞ゆ、居る二年半、遂に『パリストル』の学位を得たり、氏の励精なる、此小名譽を以て満足するものにあらず、尚進んで大陸諸法を研究せんと欲し、即ち佛国に遊び、更に獨逸に至り、拮据二年有餘、諸国の法源に遡り、羅馬法の研究は氏の尤も其力を致したる所なりと云ふ、氏本月十八日印度洋を経て帰る、氏既に英法を究尽して、更に羅馬法に及ぶ、其比較研究の結果は、必ずや我輩法界に遊ぶ者に対して好土産あるべし、我輩は、氏を大学講座を見るの一日も早からんことを望む」

瀧川政次郎『日本法制史研究』（昭和五七年）六三〇頁に、「殊に三上博士は、明治二十八年より三十一年まで、法科大

学に於いて、宮崎博士に代って日本法制史を講ぜられた。これ羅馬法講座担任の戸水寛人博士が洋行したために、宮崎博士その代講を命ぜられ、日本法制史を講義する暇がなくなったからである」とある。この中の、戸水寛人の留学年についての記述は間違いであろう。戸水は明治二十二年から明治二十七年までが在外研究の期間である。また、文献〔26〕『従明治二十九年至明治三十年』（明治二十九年十二月十八日発行）八一頁には、「羅馬法 戸水寛人」、「法制史比較法制史 宮崎道三郎」とある。在外研究中の場合、『一覽』は、通常、「（留学中）」と明記している。さらに文献〔22〕八二頁には、明治三十年七月の記事があり、そこに、会議における戸水の発言が記録されている。文献〔3〕『第十五卷第九号』（明治三十年）一一一五頁にも、明治三十年九月二十三日の「法理学研究会第二十八回通常会」における、「希臘すとあ派哲学と羅馬法」なる題の戸水の講演記事が掲載されている。

この点から、文献〔29〕九七頁で、矢田氏が、羅馬法担任者に関連して、「明治二十八年——三十一年 教授宮崎道三郎」としているのも誤りであろう。

三上参次が、法科大学で「法制史」の講義を宮崎に代わって担当していたか否かを、文献〔3〕〔18〕〔26〕などで確認することはできない。「法制史比較法制史」は、講座としては一つでも、授業科目としては、「法制史」、「比較法制史」の二科目である。したがって「法制史」を、三上が、単独でか、あるいは宮崎との分担で担当していた可能性は否定できない。三上については、「（明治二十五年）七月十二日文学士三上参次女子高等師範学校教授兼文科大学助教に任じ、日本法制沿革及日本歴史の講義を担当す」との記事がある（文献〔24〕一三二頁）。文科大学では、文献〔26〕『従明治二十六年至明治二十七年』（明治二十七年一月八日発行）には、科目として「法制史」が登場し、「助教三上参次」、「講師小中村清矩」がこれを担当している。また、同じく「支那法制史」という科目名も登場している。担当者は、田中義成と竹添進一郎とも言われているが、確認できない。

文献〔26〕『従明治三十六年至明治三十七年』（明治三十六年十二月三日発行）二二七頁には、『法制史 講師三浦周行』とある。

(57) 文献〔2〕一六四頁以下に、山田三良氏の手になる「春木一郎会員」追悼文が掲載されている。その中に次の文言がある。

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号 二七一（二七一）

「君は羅馬法を研究するには先づ羅匈語を学ぶべき必要を痛感したが、師事すべき学者は、一高時代の歴史の先生で、当時金沢高等学校に在勤中のムルドツク先生を描いて他になきことを知得したので、同二十八年十月、専攻科目研究の余暇を以て羅匈希臘二語を修むる為、金沢地方に滞在の件を帝国大学に出願し、許可を得て同地方に留学することゝした。亦以て君が如何に斯学の研究に熱心にして且つ用意の周到なりしかを知るに足るのである。」

(58) 「因に云ふ春木法学士は来る八日佛国郵船シドニー号に塔して横浜を出発せられ、仁保、田島、松波三法士（トリス）は来る六日獨逸郵船ホーヘンツオルレン号にて横浜を出発せらるゝ由」（文献〔3〕『第十五卷第七号』（明治三十年）八八五頁）。また文献〔2〕一六五頁には、春木一郎について、「明治三十年七月君は、羅馬法研究の為満三年間獨国留学を命ぜられ、伯林大学に在てベルニツェ Pernice 教授やエック教授等に師事して、深く研究する所があった。同三十三年八月留学満期に際し、私費を以て留学の延期を出願し、同三十四年二月帰朝」と記されている。

(59) 文献〔3〕『第十六卷第十号』（明治三十一年）八六五頁。美濃部達吉（一八七三—一九四八）については、文献〔2〕二三四頁以下の、山田三良氏の手になる「美濃部達吉会員」追悼文を参照。以下、美濃部の履歴は、主として、これに依る。

(60) 「法科大学の修業年限は明治十九年以来法律学科、政治学科共に原則として三ヶ年にして、三回の試験を経て卒業を決定し、第三回試験を以て卒業試験と為したるが、明治三十一年六月に至り、各科共修業年限を一ヶ年延長して四ヶ年と為し、試験規程を改正し、試験を分けて通常試験及卒業試験と為し、通常試験は四回之行ひ第二回試験は第一回試験に及第したるもの、第三回試験は第二回試験に及第したるもの、第四回試験は第三回試験に及第したるものにあざれば之を受くることを得ずと規定せり。通常試験は第一回試験、第二回試験、第三回試験共に毎年六月に於て之を施行し、第四回試験に限り卒業試験の關係上五月に於て之を施行す。毎回の通常試験に關しては夫々試験科目を規定し、卒業試験科目に關しては教授会に於て各学科授業科目に就き五科目以上を選定し、其の試験施行前に之を公示し、試験施行に關しては特に委員を設くることゝ為せり。」（文献〔25〕一四二頁）。

通常試験科目としては、法律学科第一回試験の中に、「羅馬法」、「比較法制史」があり、同第二試験の中に、「法制史」



がある。政治学科第一回試験の中に、「比較法制史」があり、第二回試験の中に、「法制史」がある。

(61) 文献〔3〕『第十九卷第一号』（明治三十四年）六四頁に、仁保亀松の帰国を伝える記事がある。文献〔6〕三四八頁。

(62) 明治三十四年から同三十五年にかけての、講座増設の動きについては、文献〔22〕九五—九九頁参照。

(63) 文献〔25〕一九五—一九六頁。文献〔22〕一〇四頁以下。

(64) 学生負担軽減が、学科課程改正の理由（文献〔25〕一六〇頁以下）。試験については、「法律学科第一回試験科目中比較法制史が第二回試験科目に移され…」、また政治学科第一回試験科目中比較法制史が第二回試験科目に移され…、また政治学科第一回試験科目中比較法制史が第二回試験科目に移され」た（文献〔22〕一〇五頁以下）。

(65) 所謂「戸水事件」のこと（文献〔21〕一六一頁以下）。

(66) 文献〔22〕一一六頁以下。発令は十月二日。文献〔26〕『自明治三十八年至明治三十九年』（明治三十八年十二月二十日発行）九二頁には、「講師 羅馬法 戸水寛人」とあり、「羅馬法講座ニ属スル職務担任 法学博士法学士戸水寛人 石川士」とある。

(67) 文献〔25〕一六三頁以下。法律学科の法制史関連科目に変更はない。試験規定のうち、法制史関連科目については、法律学科、政治学科ともに変更はない（文献〔25〕一四九頁以下参照）。

(68) 「中田助教教授の留学 去月二日法制史研究の爲め獨佛英の三ヶ国へ満三年間留学を命せられたる我法科大学助教教授法学士中田薫氏は本月一日横浜解纜の日本郵船に乗込み印度洋を経て先づ獨逸に到りかの古色蒼然たる『ハイデルベルヒ』大学に入りて研學せらるゝ由。斯學の發達は主として史的研究の成果に外ならざるにも拘らず、只目前の実用のみを偏重する我國に於ては畢生の事業として熱心之か研究に従事する者極めて稀有なるは吾人の常に遺憾とする所なりしが、学士は茲に顧る所ありしか明治三十三年法科大学卒業以来宮崎博士指導の下に一意専心日本法制史の研究に従事せられ万緑叢中紅一点の概あらしめたり。今や斯の篤學の学士にして史的研究の最も旺盛なる獨、佛、英に遊學せらる、其得る所必らず偉大なるものあるや期して俟つべきなり。吾人は斯學の爲め茲にこの壯行を祝し且切に君の健康を祈らすんばあらず」（文献〔3〕『第二十六卷第四号』（明治四十一年）一五三頁以下）。

(69) 文献〔25〕一五四頁以下、一六八頁以下。法制史関連科目・試験には変更なし。

(70) 「戸水教授の辞職 我法科大学に於て十数年来羅馬法講座を担任せられたる戸水教授は衆議院議員として専ら政治界に活躍せんが為め予て辞職を出願せられたりしが愈去月二十三日を以て願に依り本官を免ぜられたり。欧米諸国に於ては有名な大学教授にして代議士を兼ねる者少しとせざるも我邦に於ては博士を以て嚆矢とするが故に、吾人は私かに博士の選挙競争を壮快なりとし講壇に於て有名なるが如く議會に於ても亦学者的政治家として異彩を放たれ、入りては後進の為に千古の法理を闡明し、出ては国家の為に日新の世運を公議し、両々相駢馳して以て世道人心を指導せられんことを囑望せり。然るに博士は其政見の実行を希望せらるゝに急なるや之を以て迂遠なりとし、政友会に加入して大に政治上の活社会に雄飛せんが為め、遂に十数年来の光榮ある教職を抛棄せらるゝに至れり。吾人は特り、我法科大学の為に之を遺憾とするのみならず亦実に博士の為に深く之を惜まずんばならず。然も博士が之を辞して彼に入るの意気や亦以て壮なりと称するに足る。吾人は博士が其志を成し赫々たる功名を遂げらるゝ時機の速に到来せんことを祈らずんばならず」(文献〔3〕『第二十八巻第一号』(明治四十三年)(一六五頁以下))。

(71) 「春木教授の来講 我法科大学に於ては戸水博士辞職せられたる以来羅馬法の講座担任者を欠き授業上の不便を感じつゝありしが、今回京都法科大学法学博士春木一郎氏は同大学に於ける講義を終了せし後我大学に於ける講義を補助せんことを承諾せられ、去る三月中旬より既に開講せられ学年末迄には之を終了せらるゝ由。吾人は我法科大学の為に篤学且熱誠なる博士其人に依りて此欠点を補充することを得たるを喜ぶと同時に京都法科大学の好意に対して深謝する所なくんばならず」(文献〔3〕『第二十八巻第四号』(明治四十三年)一八〇頁)。

(72) 文献〔3〕『第二十九巻第九号』(明治四十四年)一六八頁に、「中田助教教授の帰朝」記事がある。高柳眞三「中田先生を偲ぶ」(『法制史研究』十八号、一九六八年)には、六月とある。中田は一八七七年—一九六五年の人。

(73) 「春木博士の転任 京都法科大学教授法学博士春木一郎氏は戸水博士辞職以来我法科大学に於ける羅馬法講座をも兼担せられ、毎年半年宛東西両大学に於て羅馬法を講述せられたりしが、去る六月一日を以て愈東京帝国大学教授に任せられ、専ら我法科大学の為に尽瘁せられんとす。予輩は篤学の譽高き此の良教授を得たるを喜ぶ」(文献〔3〕『第三十巻第七号』)

(大正一年)一五二頁。

(74) 「テリー教師送別会及紀念品贈呈の計画 我法科大学教師テリー先生は明治十年一月始めて我国に來朝し、英米法律の教授に従事すること滿七ヶ年にして一旦滿期帰國せしも、明治二十五年五月再び我政府の招聘に應じて渡來し、爾來孜孜教鞭を執ること更に十有九年の久しきに及べり。先生は學識該博にして學生の教導特に懇切なる良教師なるを以て、我大學に於ては尚引続き其職に留らんことを希望するも、齡既に古稀に近き先生は來る七月雇傭期滿了を好機として教職を辭し、故國に歸りて晩年を全ふせんことを期せらるゝを以て已むを得ず其辭意を容るゝことゝ為れり。就ては曩に先生の還曆に際し英法出身者相集りて祝賀を催ふし且油絵肖像及び頌徳表を贈呈せしも、今度更に法科大学同僚及び前後二十六年間に同先生の教を受けたる英法出身者並に知友等一同相謀り、來る六月上旬を期して一大送別会を催ふし且適當なる記念品を贈呈せんが為め、近々發起人会を開き之が実行に着手する由。予輩は其式の盛大にして先生が第二の故郷たる我國に告別せらるゝの行を壯にせんことを希望せずんばあらず」(文献〔3〕『第三十卷第二号』(大正一年)一七〇頁)。

(75) 「大正三年七月二日を以て、又学科編成に大改正を加へたり。即ち從來學生は入学より卒業に至るまで四回の通常試験と一回の卒業試験とを受くべき規定にして、毎回の通常試験に於て受験すべき科目を定め、學生は之を標準として平生の學修をなし來れるものたり。然るに今、學年制度を採用し、各學年に於ける授業科目及各科授業時数を規定し、學生は毎學年の終りに於て一學年間に履修せる授業科目に就き試験を受くべきことゝ為せり。斯くて從來の原則として四學年在學を必要と為せるを今や一ヶ年を短縮し、三學年を以て卒業し得ることゝ為せり。修業年限一ヶ年の短縮と學年制度の採用とが改正の要旨なりとす」(文献〔25〕一七〇頁以下)。

(76) 文献〔25〕一八一頁以下、一九六頁参照。

(77) 文献〔25〕五六二頁以下、五六八頁以下、五八七頁以下。

(78) 「新に設定されたる学科課程に關する規定の從來と異なる所の要を挙ぐれば二あり。即ち(一)從來は學年制を採り、学科を各學年に配當して授業せるが、新定の学科課程に於ては學年制と科目制とを折衷して、授業及試験に關する事項を規定せり。(二)修業年限三學年たることは從來と異ならざるも、新規程に於ては一學年を二學期に分け、三學年を六學期と為し、

前四学期を前期と謂ひ、後二学期を後期と謂ひ、授業は、各学期に配当し、試験に関しては前期科目中二十科目以上に合格したる者にあらざれば、後期科目の試験を受くることを得ずと規定せり」（文献〔25〕六九五頁）。

- (79) 文献〔27〕一〇四頁。エンゲルス著、内藤吉之助訳『家族・私有財産及び國家の起源』（彰考書院、昭和二十二年再版）所収の、尾高朝雄氏の手になる「序」及び世良晃志郎氏の手になる「あとがき」、そして内藤の手になる「跋」によって、内藤の学者としての歩みの一端を、今日、知ることができる。

- (80) 文献〔25〕七〇三頁以下。

- (81・a) 石井良助「日本法制史学八十八年」『国家学会雑誌』第八十一卷第一・二号、一九六八年）一一二頁に、「もっとも大正十年度は、名義的には宮崎先生が法制史講座担任者でしたが、先生は講義されず、中田先生が講義されたのであります」とある。同一一八頁に、「前に申しましたように、宮崎先生は大正十一年に定年制の申合せで退官されましたが、その前年から中田先生が日本法制史の講義をしておられます。大正十年度は公法史、十一年度は私法史であり、この後隔年に公法史、私法史を講義され、御定年の昭和十二年に及びました」とある。

- (81・b) 文献〔27〕一七頁。

- (82) 中田薫のこの間の職歴については、文献〔25〕七二四頁以下。

- (83) 早稲田大学に保存されている「船田享二経歴書」。これによれば、船田は、朝鮮総督府により派遣されている。

- (84) 田中周友「故武藤智雄教授を偲ぶ」（『法制史研究』十三号、一九六二年）三四〇頁以下。武藤は一八九九—一九六二年の人。

- (85) 文献〔3〕『第四十三卷第六号』（一九二五年）一七五頁以下。文献〔25〕七一〇頁以下。

- (86) 金田平一郎（一九〇〇—一九四九）については、九州大学に保存されている人事記録に依る。

- (87) 原田慶吉（一九〇三—一九五〇）については、片岡輝夫「原田慶吉先生の逝去を悼みて」（『法制史研究』三号、一九五二年）三五六頁以下、久保正幡・片岡輝夫「原田慶吉先生を偲ぶ」（『書齋の窓』三三号、一九五六年）一頁以下。

- (88) 仁井田陞（一九〇四—一九六六）の履歴については、『仁井田陞博士追悼論文集・第一卷 前近代アジアの法と社会』

(一九六七年) 五三四頁以下。

(89) 石井良助の履歴については、滋賀秀三、平松義郎編『石井良助先生還暦祝賀 法制史論集』(昭和五十一年) 三八三頁以下。

(90) 特別研究生とはなにかについては、文献〔22〕二四五頁。

(二) 京都帝国大学

(1) 科目・講座およびその担任者の変遷

明治三十(一八九七)年	
六月	* 十八日、勅令第二〇九号により、京都帝国大学創立。法科大学が設置される
九月	* 三日、大学通則を達示。年級を採用せず、科目制をとる。修業年限に差をつけ、最短三年、最長六年とした(1)
明治三十二(一八九九)年	
七月	* 三日、勅令第三二一号により、二十三の講座が設置される。この中に、 羅馬法 法制史比較法制史 がある。羅馬法は九月開講を決定。法制史比較法制史の開講は延期(2) * 四日、文部省令第三十五号により、九月十一日開校及び法科大学には法律学科、政治学科を置くことを決定(3)

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号 二七七(二七七)

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号 二七八（二七八）

九月	* 法科大学開校。法科大学規程施行（4）	* 千賀鶴太郎（せんががつるたろう）、教授に任用される。羅馬法講座を担当（5）
明治三十三（一九〇〇）年		
九月		* 千賀鶴太郎、羅馬法講座担任を解かれる。国際公法講座担任、羅馬法講座兼任となる
十二月		* 仁保亀松、教授に任用される。法理学講座を担当
明治三十四（一九〇一）年		
三月		* 千賀鶴太郎、羅馬法講座兼任を解かれる。 * 春木一郎、教授に任用される。羅馬法講座を担当
明治三十六（一九〇三）年		
四月		
五月	* 法科大学規程改正。法律学科、政治学科の区別を廃止し、試問制度を設ける。試問を「四種に分ちて各学生の選択に任じ論文試問の及第成績を甲、乙、丙及丁の四種とし且最短在学年数を三箇年とす」（7）	* 池邊義象に講師を囑託す。法制史の講義を担当（6）
明治四十（一九〇七）年		
五月	* 法科大学規程改正。試問制度廃止。法律学科、政治学科を復活。卒業論文制度を廃し、卒業試問制度を採用。修業年限を四か年に改める（8） * 九日、勅令第一八七号により、法制史と比較法制史との二講座が設置される。この年度の「法科大学授業（毎週）」	* 仁保亀松、比較法制史講座兼任を命じられる

「配当表参考」によれば、

法律学科第一学年に羅馬法（毎週四時）

同第二年に法制史（毎週二時）

同第二年に比較法制史（毎週二時）

とある（9）

明治四十二（一九〇九）年

五月

\*二十五日、三浦周行、教授に任用される。文科大学史学科国史第二講座を担当（10）

明治四十四（一九一）年

四月

\*法科大学規程改正。必須科目と選択科目との区別を設ける。法制史関連科目は次の通り。

法律学科第一年必須科目に羅馬法（毎週三時）

同第一年選択科目に法制史（毎週二時）

同第三年選択科目に比較法制史（毎週二時）（11）

明治四十五（一九一二）年

六月

\*春木一郎、東京帝国大学法科大学教授に転任

大正一（一九一二）年

\*千賀鶴太郎、羅馬法講座兼担を命じられる

八月

大正二（一九一三）年

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号 二七九（二七九）

七月		* 栗生武夫（くりうたけお）、政治学科に入学（12）
大正三（一九一四）年		
八月	<p>* 法科大学規程改正。政治学科を廃し、政治経済学科を置く。卒業試験を廃止。修業年限を三か年とし、席次を付す。学科編成を変更。その中の、</p> <p>法律学科第一年選択科目に羅馬法（毎週三時）</p> <p>同第二年選択科目に法制史（毎週二時）</p> <p>同第二年選択科目に比較法制史（毎週二時）</p> <p>がある（13）</p>	
大正四（一九一五）年		
九月		<p>* 池邊義象、法制史講座講師の職を解かれる</p> <p>* 三浦周行に講師を嘱託す。法制史講座担当</p> <p>* 栗生武夫、法律学科に転ずる</p>
大正六（一九一七）年		* 栗生武夫、法律学科を卒業。大学院に入学。千賀鶴太郎に師事
七月		
大正七（一九一八）年		
六月		* 栗生武夫、専攻科目を比較法制史に変更。仁保亀松に師事
七月		* 牧健二、文科大学を卒業



九月		*牧健二、法科大学に入学(14)
大正八(一九一九)年	二月 *六日、勅令第十三号により、法科大学を法学部と改称。経済学部独立。法学部規程が作られる。法律学科、政治学科が置かれ、各学科毎に、必修、選択、随意科目が設置される。その中の、 法律学科第一年選択科目に羅馬法(毎週三時) 同第二年選択科目に法制史(毎週二時) 同第三年選択科目に比較法制史(毎週二時) がある(15)	
大正十(一九二一)年	三月 *学年度改正。「学年の開始期日は従来九月十一日なりしも之を四月一日に又卒業期七月を三月に改む」(16)  四月  五月  十二月	*牧健二、法学部を卒業  *栗生武夫、大学院を退学、同志社大学法学部教授に任用される(17)  *牧健二、大学院に入学  *宮本英雄、教授に任用される。英吉利法第一講座を担当
大正十一(一九二二)年	七月	*六日、栗生武夫、法史学研究のため、イギリス、ドイツ、フランスに派遣されること、決定
大正十二(一九二三)年		

わが国における法史学の歩み(一八七三―一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号 二八一(二八一)

大正十四（一九二五）年		大正十三（一九二四）年	
七月	十月	五月 六月 十月	一月 二月 三月
<p>* 六日、栗生武夫、留学を終え帰国</p> <p>* 十三日、栗生武夫、東北帝国大学教授に任用される。法学部勤務。法史学講座を担当</p> <p>* 田中周友、羅馬法研究のため、ドイツ、フランス、イタ</p>	<p>* 二十九日、栗生武夫、留学のため出発（18）</p> <p>* 森口繁治、教授に任用される。国法学講座を担当</p> <p>* 仁保亀松、比較法制史講座の兼任を解かれる</p> <p>* 中田薫、講師を嘱託される。比較法制史講座を担当</p> <p>* 三十一日、牧健二、助教授（法制史）に任用される</p> <p>* 千賀鶴太郎、羅馬法講座兼任を解かれる</p> <p>* 牧健二、法制史研究のため、イギリス、フランス、ドイツへ派遣されること、決定</p> <p>* 千賀鶴太郎、退官</p> <p>* 千賀鶴太郎、講師を嘱託される。羅馬法講座を担当</p> <p>* 十四日、牧健二、留学のため出発</p>	<p>* 田中周友（たなかかねとも）、法律学科を卒業（19）</p> <p>* 田中周友、助手に採用される</p> <p>* 滝川幸辰（たきがわゆきとき）、教授に任用される。刑法刑事訴訟法第一講座を担当</p> <p>* 田中周友、助手の職を解かれ、特選給費学生として大学院に入学</p>	

十二月		リアへ派遣されること、決定 * 二十七日、牧健二、留学を終え帰国
大正十五（一九二六）年		
一月		* 田中周友、助教（羅馬法）に任用される
三月		* 田中周友、留学のため出発 * 千賀鶴太郎、羅馬法講座講師の職を解かれる * 三浦周行、法制史講座講師の職を解かれる * 牧健二、法制史講座を担当
四月	* 一日、法学部規程を改正、施行。法律学科、政治学科の 区別と必修、選択、随意科目の区別とを廃し、学生の自由 選択制を採用（20）	* 中田薫、比較法制史講座講師の職を解かれる * 宮本英雄、森口繁治、滝川幸辰、比較法制史講座を分担 して担当
六月		* 法制史講座を日本法制史講座と改称 * 比較法制史講座を西洋法制史講座と改称
昭和二（一九二七）年		
三月		* 春木一郎、講師を嘱託される。羅馬法を担当 * 西本穎（にしもとさとし）、法学部を卒業 * 西本穎、助手に採用される
昭和三（一九二八）年		
三月		* 宮本英雄、森口繁治、滝川幸辰、西洋法制史講座の分担 を解かれる * 栗生武夫、講師を嘱託される。西洋法制史を担当
四月		

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号

二八三（二八三）

	<p>* 仁保亀松、退官</p>
<p>昭和四（一九二九）年</p>	
<p>三月</p>	<p>* 春木一郎、羅馬法講座講師の職を解かれる                  * 田中周友、留学より帰国                  * 田中周友、羅馬法講座を担当                  * 小早川欣吾、法学部を卒業</p>
<p>四月</p>	<p>* 西本穎、助教授（西洋法制史）に任用される                  * 千賀鶴太郎、死去</p>
<p>昭和五（一九三〇）年</p>	
<p>四月</p>	<p>* 十一日、牧健二、教授に任用される</p>
<p>昭和六（一九三一）年</p>	
<p>七月</p>	<p>* 十五日、三浦周行、退官</p>
<p>九月</p>	<p>* 六日、三浦周行、死去（21）</p>
<p>昭和八（一九三三）年</p>	
<p>三月</p>	<p>* 田中周友、教授に任用される</p>
<p>七月</p>	<p>* 栗生武夫、西洋法制史講座講師の職を解かれる</p>
<p>九月</p>	<p>* 西本穎、西洋法制史の講義を担当</p>
<p>昭和九（一九三四）年</p>	
<p>三月</p>	<p>* 小早川欣吾、助教授（日本法制史）に任用される</p>

四月	<p>* 一日、法学部規程改正、施行。学科目を甲乙丙丁に分類。甲乙丙丁配当の各科目につき、選択必修制を採用。但、丁配当の科目については、学士試験に要する科目数に算入されず。乙類の中に、</p> <p>日本法制史 西洋法制史 がある(22)</p>	
昭和十(一九三五)年		
五月		* 西本穎、西洋法制史講座を担任
昭和十一(一九三六)年		
十一月		* 西本穎、西洋法制史研究のため、ドイツに派遣されるところ、決定
昭和十二(一九三七)年		
三月		* 西本穎、西洋法制史講座担任を解かれる
四月		* 田中周友、西洋法制史講座を兼任 * 西本穎、留学のため出発
昭和十三(一九三八)年		
三月	<p>* 一日、法学部規程改正、施行。甲乙丙丁の分類を廃止。試験のみを分けて、第一類試験、第二類試験とする。必修科目制を採用。第一類試験の中に、</p>	

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号

二八五(二八五)

	<p>日本法制史 西洋法制史 羅馬法</p> <p>があり、そのうちの二科目を選択必修にしている（23）</p>	
<p>昭和十四（一九三九）年</p>		<p>* 田中周友、西洋法制史講座兼任を解かれる * 十八日、西本穎、留学を終え帰国 * 西本穎、西洋法制史講座を担当（24）</p>
<p>昭和十五（一九四〇）年</p>	<p>三月 * 法学部規程一部改正、施行。東洋法制史が学科目に追加される</p>	<p>* 西本穎、教授に任用される</p>
<p>昭和十六（一九四一）年</p>		
<p>昭和十七（一九四二）年</p>	<p>一月 * 一日、法学部規程を改正、施行。法律学科、政治学科を設ける。各学科の学科目を甲類と乙類とに分類。選択必修制を採用。 法律学科第一学年甲類に日本法制史（毎週三時） 同第一学年乙類科目に羅馬法（毎週三時）</p>	<p>* 小早川欣吾、東洋法制史の講義を担当（25）</p>

同第二学年乙類科目に西洋法制史(毎週三時)  
 同第三学年乙類科目に東洋法制史(毎週二時)  
 政治学科第一学年乙類科目に日本法制史(毎週三時)  
 がある(26)

昭和十九(一九四四)年

五月  
六月

\* 小早川欣吾、教授に任用される。人文科学研究所勤務  
 \* 十五日、小早川欣吾、死去

昭和二十(一九四五)年

十二月

\* 牧健二、依願退職  
 \* 田中周友、依願退職

(2) まとめ

羅馬法(明治三十二年九月—)

明治三十二年	九月(担任)	同	三十二年	九月	千賀鶴太郎
同 三十三年	九月(兼任)	同	三十三年	三月	千賀鶴太郎
同 三十四年	三月(担任)	同	三十四年	六月	春木一郎
大正 一年	八月(兼任)	同	三十五年	五月	千賀鶴太郎
同 十二年	十月(嘱託)	同	三十二年	三月	千賀鶴太郎
昭和 二年	三月(嘱託)	同	十四年	三月	春木一郎

(\* — 線は昭和二十年以降を示す印)

同 四年 三月（担任）——同 二十年十二月

田中周友

法制史（明治三十六年四月——同四十年四月） \* 講座として設置される以前

明治三十六年 四月（嘱託）——同 四十年 四月

池邊義象

法制史（明治四十年五月——大正十五年六月） \* 講座として設置されて以後

明治 四十年 五月（嘱託）——大正 四年 九月

池邊義象

大正 四年 九月（嘱託）——同 十五年 三月

三浦周行

同 十五年 三月（担任）——同 十五年 六月

牧健二

日本法制史（大正十五年六月——）

大正 十五年 六月（担任）——昭和 二十年十二月

牧健二

比較法制史（明治四十年五月——大正十五年六月）

明治 四十年 五月（兼任）——大正 十二年 三月

仁保亀松

大正 十二年 三月（嘱託）——同 十五年 三月

中田英薫

大正 十五年 四月（分担）——同 十五年 六月

宮本英雄

森口繁治

西洋法制史（大正十五年六月——）

大正十五年 六月（分担）——昭和 三年 三月

宮本英雄

森口繁治



昭和	三年	四月(囑託)	同	八年	七月	滝川幸辰	
同	八年	九月(担任)	同	十年	五月	栗生武夫	講義担当
同	十年	五月(担任)	同	十二年	三月	西本穎	講義・講座担当
同	十二年	三月(兼任)	同	十四年	三月	田中周友	
同	十四年	六月(担任)	同	二十一年	二月	西本穎	

東洋法制史(昭和十六年——) \*講座として設置されていない

昭和	十六年	四月(担任)	同	十九年	六月	小早川欣吾	講義担当
----	-----	--------	---	-----	----	-------	------

(1) 文献「10」三〇頁、二六頁以下。

(2) 明治三二年に、二三講座中一〇講座を開講。明治三三年度までに計二一講座開講。しかし政治学政治史と法制史比較法制史との二講座のみは遂に開講されず、「明治三六年三月三十日公布の勅令第六八号では、この二講座を除いた二一講座をもつて法科大学の講座数と定めている」(文献「6」三四九頁)。

(3) すでに明治三〇年に、勅令により設置が決められていた法科大学の開校が遅れ、明治三二年となった理由は、「日清戦役後の工業技術者の急激な需要の増加に應ずるために、理工科大学に順位を譲り……」とある(文献「6」三四七頁)。

(4) 文献「6」三四七頁。「法科大学には法律及び政治の二学科が並置せられ、その規程は専ら当時の東京帝国大学法科大学規程に倣って制定せられたので、各学科の科目・修業年限等は全く同一であった。たゞその適用に就ては多少の刷新が加へられた。その概目を挙げると、一、外国法の授業には外国人教師を聘することなく、各教授若しくは助教(或は講師)に於てこれを担当し、教科書の講読によって学生の読書力を強めること、二、演習科を置いて講義の完全な理解を与へ、且つ学生の研究心とその実地応用の能力とを啓発すること、三、卒業論文を課し学生の独創力を涵養することがこれである。その間卒業論文は学生の数が逐年増加したため、教授はその審査に堪へず、已むことを得ず廃止せられたが、他は伝へて今日わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

に及んでいる。殊に外国法の授業方法は後に東京法科大学も亦これを踏襲することゝなった。」（文献〔10〕八九—九〇頁）。

（5）文献〔4〕『第二十一巻』（自昭和四年一月至六月）に、山田正三氏の手になる千賀に対する追悼文があり、それによって簡単な履歴を知ることができる。他に平凡社版（一九七九年）『日本人名大事典』参照。斬馬劍禪『東西両京之大学』（明治三十七年）百六九頁以下に「宮崎、土方対千賀」なる一文がある。「授業時間ノ外ハ常ニ図書館内書籍堆裏ニ蟄居シテ、法制史ノ講究ニ余念ナキ宮崎道三郎モ実ニ東京法科大学ノ一名物タルニ背カズト雖モ、彼ノ京都法科大学ニ於テ、自己ノ仮寓地タル浴外加茂村ノ外、未ダ京都ノ明媚ナル風色ヲ知ラズト称セラル、千賀鶴太郎モ亦学界得易カラザルノ奇人ナリ……」文献〔10〕八八—八九頁には、「なお千賀鶴太郎教授銜衡の際には外交史を担当せしめる予定であったが、外交史は第一学年の科目としては不適當であったと同時に、必須科目である羅馬法の担任者がなかったため、同法に関し同教授が得るところ最も多かったのを以て専任教授の就任を見るまで、その講座を担当せしめられた」とある。

（6）文献〔6〕三八四頁、文献〔10〕一八五頁。

（7）文献〔10〕二一六頁。「第一試問は私法（実務家向き）、第二試問は私法（研究者向き）、第三試問は公法、第四試問は経済に、それぞれ重きを置いていた」（文献〔6〕三四九頁以下）。

（8）文献〔6〕三五〇頁。文献〔7〕『第二巻第五号』（明治四〇年）一〇七頁以下に、「京都帝国大学法科大学規定改正趣旨」の全文が掲載されている。一〇三頁以下には、改正された大学規定の全文が掲載されている。

（9）前註引用の文献〔7〕一〇六頁以下。明治四十四年二月まで、この授業配当に同じ。文献〔9〕『従明治四十一年至明治四十二年』（明治四十二年二月六日発行）、同文献『従明治四十二年至明治四十三年』（明治四十三年三月二十八日発行）、同文献『従明治四十三年至明治四十四年』（明治四十四年二月十五日発行）参照。大正三年八月の大学規定改正までも同じであったと推測される。

（10）文献〔8〕二六〇頁。

（11）文献〔9〕『従明治四十四年至四十五年』（明治四十五年三月三十一日発行）一〇四頁以下、一一〇頁以下。

(12) 東北大学及び同志社大学に保存されている栗生武夫の履歴書に依る。以下も同じ。

(13) 文献〔6〕三五〇頁、文献〔10〕二二二頁。文献〔7〕『第九卷第九号』（大正三年）二四八頁以下に、改正された大学規定の全文が掲載されている。毎週授業時間数は、文献〔9〕『自大正四年至大正五年』（大正五年二月二十九日発行）からの推定。

(14) 『牧健二博士米寿記念 日本法制史論集』（昭和五十五年）所収の「牧健二博士年譜」に依る。牧の履歴については、以下、主としてこれに依る。

(15) 文献〔6〕三五三頁、そこに、「国家試験を受験するに必要な科目はできるだけ第一・第二学年に配当するという考慮が払われた」とある。文献〔4〕『第二卷第一号』（大正八年七月）一五三頁以下に、「京都帝国大学法学部規定」の全文が掲載されている。

(16) 文献〔10〕二二五頁。

(17) 栗生武夫は、退学した大正十年四月付で、「同志社大学法学部教授ニ任セラル。」ほかに、同月付で「立命館大学講師を嘱託」（大正十一年四月まで）され、大正十一年四月には、大谷大学教授をも兼任している。『同志社職員録（大正十年五月一日現在）』には、「教授 民法総則、獨書講義 栗生武夫（法学士） 京都市粟田鳥居町三六」とあり、大正十一年五月二十五日現在のそれには、「教授 民法総則、獨書講義 栗生武夫（法学士） 京都市岡崎町宮脇小路」とある。

(18) 大正十二年六月九日付で、栗生は在留国に「瑞西国」を追加し、同十三年十一月四日付で「亜米利加合衆国」を追加している。

(19) 文献〔4〕『第七十三卷第五・六号』（昭和三八年）所収の「田中法学博士略歴」に依る。以下も同じ。

(20) 三か年以上在学し、羅馬法、日本法制史、西洋法制史を含む一八科目以上の科目を選択受験し合格した者をもって、学士合格者と定めた。文献〔10〕二二八頁、文献〔6〕三五三頁、文献〔5〕『自大正十五年至昭和二年』（昭和二年三月三十一日発行）一四一頁以下に、規定の全文が掲載されている。

(21) 文献〔4〕『第二十六卷第四号』（昭和六年）六四四頁以下に、牧健二氏の手になる追悼文が掲載されている。

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号 二九二（二九二）

(22) 文献〔9〕『昭和九年』（昭和九年十二月五日発行）七六頁以下に、規定の全文が掲載されている。文献〔10〕二三三頁、文献〔6〕三五九頁参照。

(23) 文献〔9〕『自昭和十二年至昭和十三年』（昭和十三年五月十五日発行）八〇頁、文献〔4〕『第三十八卷第四号』（昭和十三年四月一日発行）八〇六頁以下に全文が掲載されている。文献〔6〕三五九頁、文献〔10〕二三五頁以下参照。

(24) 文献〔10〕一九七頁。

(25) 文献〔4〕『第四十四卷第四号』（昭和十六年四月一日発行）六六二頁、および同文献『第四十六卷第四号』（昭和十七年四月一日発行）六六八頁の「本学年授業担任」の欄参照。同文献『第五十卷第四号』（昭和十九年四月一日発行）三五七頁以下の、牧健二「小早川教授の逝去」を参照。

(26) 文献〔9〕『昭和十七年度』（昭和十八年三月十五日発行）一〇〇頁以下に、規定の全文が掲載されている。

### (三) 東北帝国大学

#### (1) 科目・講座およびその担任者の変遷

明治四十（一九〇七）年	
六月	*二十一日、勅令第二三六号により、東北帝国大学創立される(1)
大正八（一九一九）年	
十一月	*二十七日、法文学部を設置することを決定(2)
大正九（一九二〇）年	

<p>十一月 * 京都帝国大学教授佐藤丑次郎、法文学部創立委員に就任する(3)</p>	<p>大正十一(一九二二)年</p>
<p>八月 * 二十八日、勅令第三九六号により、法文学部開設 九月 * 二十日、文部省令第三十号により、授業開始を大正十二年四月と決定</p>	<p>大正十二(一九二三)年</p>
<p>一月 法文学部規程を制定。学科目の中に、 日本法律史 西洋法律史 がある。「法文学部規程説明」の中の科目表では、 日本法律史(二分の一単位、毎週二時) 支那法律史(二分の一単位、毎週二時) 西洋法律史(一単位、毎週三時) と、さらに細分されている(4) 四月 * 一日、法文学部、授業開始(5)</p>	<p>* 栗生武夫、他の教官採用内定者とともに、学部規定決定の会議に参加(6)</p>
<p>七月 * 七日、勅令第一六一号により、「法史学 一講座」設置される(7)</p>	<p>大正十三(一九二四)年</p>
<p>大正十四(一九二五)年</p>	

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号 二九三(二九三)

七月

十月

昭和二（一九二七）年

十二月

昭和九（一九三四）年

四月

昭和十二（一九三七）年

三月

四月

昭和十三（一九三八）年

\* 十三日、栗生武夫、教授に任用される。法史学講座担任  
西洋法律史担当  
\* 高柳眞三、助手に採用される

\* 高柳眞三、助教授（日本法制史）に任用される。日本法律史担当（8）

\* 一日、法文学部規定を改正、施行。法科、文科、経済科を分立。法科を第一部（私法を主とするもの）、第二部（公法を主とするもの）に分け、必修科目制を採用している。  
第二学年第一部に法史学（一単位、毎週二回・三時）  
第三学年第一部に日本法制史（一単位、毎週二回・三時）  
第二学年第二部に法史学（一単位、毎週二回・三時）が配当されている（9）

\* 高柳眞三、法制史比較研究のため、ドイツ、フランス、アメリカに派遣される  
\* 東京帝国大学名誉教授中田薫、講師を嘱託され、日本法制史を講授（10）

<p>四月</p> <p>* 一日、法文学部規定を改正、施行。法科第一部、第二部に配当されている科目を、さらに必修科目と選択科目に分ける。</p> <p>第二学年第一部選択科目に法史学（一単位） 第三学年第一部選択科目に日本法制史（一単位） が配当されている。法科第二部でも、この二つの法制史科目は選択科目であり、学年配当も同じである（11）</p>	<p>* 中田薫、講師を嘱託され、引き続き日本法制史を講授（12）</p>
<p>昭和十四（一九三九）年</p>	<p>* 高柳眞三、この年の春、留学を終え、帰国</p>
<p>昭和十五（一九四〇）年</p> <p>十二月</p> <p>* 十七日、勅令八九九号により、「日本固有法論一講座」設置される（13）</p>	
<p>昭和十六（一九四一）年</p> <p>三月</p> <p>四月</p> <p>* 法文学部規定を改正、施行。日本法制史に代わり、日本固有法論が科目名になる（14）</p>	<p>* 高柳眞三、教授に任用される。日本固有法論講座を担当</p>
<p>昭和十七（一九四二）年</p>	
<p>五月</p> <p>昭和十八（一九四三）年</p>	<p>* 二日、栗生武夫、死去（15）</p>

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号 二九六（二九六）

四月		
昭和十九（一九四四）年		
四月		<p>* 東京帝国大学教授原田慶吉、護師を嘱託され、法史学を講授（16）</p>
四月		<p>* 東京帝国大学教授久保正幡、講師を嘱託され、法史学を講授（17）</p>

(2) ま と め

（\*）「月」を確定するについては、学年暦をも参考にしては、注は年表に付したものを。  
 （）は確認できなかつたことを意味している。——線は昭和二十年以降を示す印

日本法律史（大正十二年四月—昭和九年三月）		* 講座として設置される以前	
大正 十二年 四月	—	昭和 二年十二月	担当者ナシ
昭和 二年十二月（担任）	—	同 九年 三月	高柳 眞 三
日本法制史（昭和九年四月—同十五年十二月）		* 講座として設置される以前	
昭和 九年 四月（担任）	—	同 十二年 三月	高柳 眞 三
同 十二年 四月（嘱託）	—	同 十四年 三月	中 田 薫
同 十四年 四月（担任）	—	同 十五年十二月	高柳 眞 三
日本固有法論（昭和十五年十二月—）		* 昭和二十九年九月、「日本法制史」講座と改称	
昭和 十五年十二月—			高柳 眞 三
			日本固有法論・座担当



西洋法律史（大正十二年四月—昭和九年三月） \* 講座として設置される以前

大正 十二年 四月 — 同 十四年 七月  
 大正 十四年 七月（担任） — 昭和 九年 三月

担当者ナシ  
 栗生武夫

西洋法律史・法  
 史学講座担当

法史学（昭和九年四月—） \* 昭和二十九年九月、「西洋法制史」講座と改称

昭和 九年 四月（担任） — 同 十七年 五月

栗生武夫

法史学・法史学  
 講座担当

（同）十七年 五月 — 同 十八年 三月

（休講）

註 15

（同）十八年 四月（嘱託） — 同 十九年 三月

原田慶吉

16

（同）十九年 四月（嘱託） — 同 二十年 三月

久保正幡

17

支那法律史（大正十二年四月—昭和九年三月）

大正 十二年 四月 — 昭和 九年 三月

不明

(1) 六月二十二日、勅令二三六号が官報で公示される。創立記念日はこの日とされている（文献〔15〕一九頁以下、文献〔17〕の「沿革略」の冒頭には次のように書かれている。

「東北帝国大学ハ明治四十年六月二十二日勅令第二三六号ヲ以テ設置セラル是ヨリ先古河虎之助ヨリ金四拾万六千二百六拾二円宮城県ヨリ金拾五万円北海道ヨリ金拾万円ヲ寄附セリ之ニヨリテ仙台ノ理科大学札幌ノ農科大学ノ二分科大学ヲ以テ東北帝国大学ノ創立ヲ見ルニ至レリ以下重ナル沿革ヲ挙クレハ左ノ如シ。」文献〔15〕一六頁以下に「一人の大臣と一人の資本家があつてことは急速に極めて円滑にはこび、十一月十七日予算削減の日から、十二月四日予算決定の閣議までの間に、大学創立のことは完全な決定をみたのである。大臣とは内務大臣原敬であり、資本家とは古河家である。原敬は古河合名会  
 わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）  
 同志社法学 三九卷一・二号 二九七（二九七）

社の副会長となり、相談にあずかつていたが、当時尾尾鋳毒事件をはじめとして世論を刺戟すること大きく、農民との激しい争いを起していた古河家に『富豪の献金』を説いた。公共のために金を出して世論をやわらげようという計画だったらしい。そしてその献金と東北大学設立を結びつけたのである」とある。

(2) 文献〔15〕一八七頁。第四十一回帝国議会（大正七年十二月—同八年三月）での議及び貴族院における付帯決議にもとづく教育調査委員会での決定（大正八年十一月二十七日）を経て、法文学部の設置が決る。どうして「法学部」ではなく「法文学部」の設置の方向が選択されたのかについては、同文献一九〇頁、文献〔16〕一〇二六頁。要するに、「巾広い教養をもつ」法学士の育成が目的であったといわれている。

(3) 佐藤は東北出身の憲法学者、二高・東京帝国大学法科大学に学ぶ。当時、京都帝国大学法学部「政治学政治史第二講座」担当（文献〔15〕一八八頁以下。文献〔16〕一〇二七頁以下参照）。

(4) 学年暦の始まりを四月一日、終りを三月三十一日とする。一年間を、第一学期（四月一日—八月三十一日）、第二学期（九月一日—十二月三十一日）、第三学期（一月一日—三月三十一日）に分ける。学科目の中から「学生ハ各自学修スヘキ科目ヲ自由ニ選択スルコトヲ得」とされた。科目試験と卒業試験とがあり、卒業試験は「二〇単位以上ノ科目試験ニ合格シタ者」が受験できた。この二〇単位のうち三単位以上は「外国法学又ハ外国語ニ属スルコトヲ要ス」とされた。卒業試験は、筆記試験か論文（ともに六単位相当分）かであり、受験者の選択に任された。受験した科目に依じて、法学士、文学士の称号を与えた。徹底した自由選択制が特徴であった（文献〔17〕『自大正十二年至大正十三年』（大正十二年十二月二十五日発行）二二二頁以下に規定の全文が掲載されている）。

同一文献中の「法文学部規定説明」によると、自由選択制を前提にしたうえでの履修指導が行われている。例の一——「将来公法学又ハ政治学ヲ専攻シ若クハ行政官又ハ政治家タラントスルモノ」のコース。例の二——「将来経済学ヲ専攻シ又ハ実業界」を目ざす者のコース。例の三——「将来国際法ヲ専攻シ又ハ外交官タラントスルモノ」のコース。これらのコース別に科目履修のモデル・コースがつくられている。西洋法律史は、例の一と三とのコースで、第三学年配当の科目となっている。例の二のコースには配当されていない。この点については、文献〔16〕一〇二九頁以下。

大正十四年十月十五日発行の文献〔17〕『自大正十四年至大正十五年』では、履修コースについての「規定説明」に一部変更を認めることができる。先の「例の二」がなくなり、次の二つが加わっている。例のイ——「将来私法学又ハ刑法学ヲ専攻シ若シクハ司法官又ハ弁護士タラントスルモノ。」例のロ——「将来経済学ヲ専攻セントスルモノ。」「例のイ」では、第三学年配当科目の中に、「日本法律史」、「支那法律史」、「西洋法律史」が配当されている。「例のロ」では、「選択科目」の中の科目群「ハ」に「日本法律史」、「支那法律史」、「西洋法律史」が配当されている。学年指定はない。

文献〔17〕『自大正十五年至十六年』（大正十五年十一月三十日発行）二五三頁で、このモデル・コースが「科目標準類別」と、初めて呼ばれている。文献〔15〕二〇二頁以下に、「規定」の制定趣旨が説明されている。

(5) 文献〔16〕一〇三三頁以下。

(6) 文献〔15〕一九四頁。

(7) 『学』の名のつく講座では、単に法曹や官僚の実務に役立てられる条文解釈論に終始することなく、法の内奥に立ち入ってこれを純学問的に探究し講述することを使命とするという理想が潜められていた（文献〔16〕一〇二七頁）。

(8) 文献〔17〕『自昭和三年至昭和四年』（昭和三年十二月八日発行）八八頁の「法文学部職員」欄には、「日本法制史」とある。「法文学部規定」の「学科目」の欄（二三〇頁）およびその「規定説明」の欄（二三八頁）には、「日本法律史」とある。「規定」、「規定説明」欄では「西洋法律史」という名称も、また用いられている。「職員」欄では、「法史学講座」が栗生の担当になっている。他に「支那法律史」も、「規定説明」のところに存続している。「支那法律史」が実際に開講されていたか否かは不明である。

「支那法律史」がなくなり、「職員」欄、「法文学部規定」の「学科目」欄、「規定説明」の欄のすべてに「法史学」、「日本法制史」という名称が共通して用いられるようになるのは、恐らく、『東北帝国大学一覽（自昭和八年至昭和九年）』（昭和九年三月二十六日発行）からである。「法文学部規定説明」がこの時に限り別冊になっており、それを入手できなかったが、「学科目」欄と「職員」欄とは「法史学」、「日本法制史」で統一されているからである。同文献『自昭和九年至昭和十年』（昭和十年一月二十八日発行）においては、すべての欄が「法史学」、「日本法制史」で統一されている。

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号 二九九（二九九）

(9) 「第一学年配当ノ必修科目中第一部ニアリテハ四科目、第二部ニアリテハ六科目以上ノ試験ニ合格スルニアラサレハ、第二学年配当科目ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス」、「第二学年配当ノ必修科目中六科目以上及前学年配当ノ必修科目中未合格ナリシモノノ全部ニ合格スルニアラサレハ、第三学年配当科目ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス」（前掲文献〔17〕『自昭和九年至昭和十年』の二一九頁）。卒業のためには、さらに、選択科目の中から、最低四単位の科目の試験に合格することが必要であった。

第一年第一部に六科目、第二年第一部に八科目、第三年第一部に八科目の必修科目が配当されている（各科目一単位で総計二三単位）。

第一年第二部に八科目、第三年第二部に八科目、第三年第二部に六科目の必修科目が配当されている（各一単位で総計二二単位）。文献〔16〕一〇四八頁以下参照。

(10) 文献〔17〕『昭和十二年度』（昭和十二年十一月十日発行）の二四七頁に、講師として、「日本法制史 中田薫」の名前が印されている。文献〔16〕一〇四三頁。

(11) 「第十三条 法学士タラントスル者ハ法科第一部又ハ第二部ノ必修科目及選択科目ヲ併セテ二十単位以上ノ科目試験ニ合格スルコトヲ要ス。」法科第一部配当の必修科目は全部で一三科目、第二部配当のそれは一四科目である。全科目とも一単位である（文献〔16〕一〇五〇頁）。文献〔17〕『昭和十四年度』（昭和十四年十二月十八日発行）一六三頁以下。

(12) 文献〔17〕『昭和十三年度』の法文学部職員の講師の欄一七六頁に、「日本法制史 中田薫」の名が記されている。

(13) 「講座の増設は容易に行われなくなっていた。戦時体制が進むにつれて、理科系・技術系の研究や卒業生が強く要求され、講座や研究所の増設、学生の増大もあったが、緊縮財政の必要もあって、その方は法文系にもしわよせられていた。その上に思想統制の進行もある。外国文学のごときは不要なものとなされ、高等学校などでは廃止もされるような時代で手も足も出なかった。そういう中で、昭和十五年十二月に、日本固有法講座が、ついで十六年十二月に史学第六講座として国史の一講座が増設された。この二講座の増設もまた、当時の空気をつたえるものである。日本固有法は従来の日本法制史である。法制史は一講座で、西洋法制史の栗生武夫教授が担当しており、日本法制史は高柳真三助教授がうけもち、二講座に増設する

用意は早くからできていたのだが、時とともに増設不可能になっていた。史学においても、西洋史・東洋史に二講座ずつあり国史は一講座だけであって、当然国史一講座の増設ははじめから予定されていたことである。この情勢で、この二講座を得たことは、苦肉の策というか、うわついた日本主義昂揚を逆用したというか、日本のことだとして増設を獲得したのである。日本法制史を日本固有法と名づければ通るような愚劣な当局であった。それを逆用したわけだが、もちろん講座・研究はまげはしなかった。これで本学部の講座数は四五となった」（文献〔15〕一〇一七頁以下）。

(14) 文献〔17〕『昭和十六年度』（昭和十六年十月二十日発行）一六九頁以下。法制史関連科目の配当は、昭和十三年度の場合と同じ。法科第一部第二部の選択科目数にわずかの変動がみられる。

(15) 「十七年に入ると、この年の五月二日かねて病床にあった栗生武夫教授がついに死去した。教授は前に記したように大正十四年本学教授となり、爾来西洋法制史を講じて、その間著作研究にも業績をあげ、学生の信望もあつたが、健康に恵まれず病床にしたしむことが多く、前年大病院に入院したまま再び起つに至らなかったのである」（文献〔16〕一〇六二頁）。これによると、法史学の講義は、昭和十六年の段階から事実上休講であったことになる。

(16) 文献〔17〕『昭和十七年度』（昭和十八年十一月二十日発行）三〇二頁に、講師として原田慶吉の名前が記録されている。しかし、問題は、これが、『昭和十七年度』の一覧であるにもかかわらず、その発行年月日が昭和十八年十一月二十日であり、丸一年間のズレがあることである。次年度の『昭和十八年』の一覧もその発行年月日は昭和十九年十二月十日であり、やはり丸一年のズレがある。昭和十六年までの一覧にはこのズレはない。したがって疑問になるのは、このズレを、昭和十七年の一覧だが、昭和十八年のことが記録されていると理解すべきであるのか、それとも昭和十八年発行ではあるが、昭和十七年のことが記録されていると理解すべきであるのか、である。片岡輝夫「原田慶吉先生の逝去を悼みて」（『法制史研究』第三号、一九五二年）の二五七頁に「先生は……同（昭和）十八年には、東北帝国大学の法史学講座をも担当された」（傍点、（ ）は引用者による）とある。そこで私としては、原田慶吉が講師を囑託されたのは、昭和十八年四月から翌年三月までであり、栗生の死後、昭和十八年三月までは、法史学は休講であったと解釈しておくことにしたい。

(17) 文献〔17〕『昭和十八年度』（昭和十九年十二月十日発行）三二四頁に、講師として、「東京帝国大学教授 法学士久保

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・三号

三〇二（三〇二）

正幡」と記されている。

ここでも前註と同じ問題が発生する。前註とは別の解釈をとれば、原田先生が、「昭和十七年の然るべき月から昭和十八年三月」まで講師を嘱託され、久保先生が「昭和十八年四月から同十九年三月」まで講師を嘱託されていた、と考えることもできる。

#### (四) 九州帝国大学

##### (1) 科目・講座およびその担任者の変遷

明治四十三（一九一〇）年	
十二月	*二十一日、勅令第四四八号により、九州帝国大学創立される(1)
大正八（一九一九）年	
十一月	*二十七日、法文学部を設置することを決定(2)
大正十二（一九二三）年	
十二月	*東京帝国大学教授美濃部達吉、法文学部創立委員を委嘱される(3)
大正十三（一九二四）年	
九月	*二十五日、勅令第二二四号により、法文学部設置。同日付、勅令第二二五号により、講座名・講座数が決定。翌二

十六日より施行

大正十四(一九二五)年

一月 \*十四日、法文学部規程制定。設置された学科目の中に、

西洋法制史(一単位)

日本法制史(一単位)

がある(4)

四月 \*二十一日、授業開始

六月

\*瀧川政次郎、助教授に任用される。日本法制史を講授

大正十五(一九二六)年

四月 \*一日、法文学部規程を改正、施行(5)

五月 \*十二日、勅令第一二二号により、十四講座が増設される。その中に、

「法制史 一講座」

がある(6・a)

\*瀧川政次郎、法制史講座を担当

九月

\*十一日、武藤智雄、助教授に任用される。西洋法制史、羅馬法を講授(6・b)

昭和二(一九二七)年

三月 \*二十日、法文学部規程を改正、施行(7)

四月

十一月 \*法制史は「本学期中休講であった」(8)

\*二十五日、瀧川政次郎、教授に任用される  
\*二十二日、瀧川政次郎、文官分限令第十一条第一項第四号により、休職を命じられる(9)

わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)

同志社法学 三九卷一・二号

三〇三(三〇三)

昭和三（一九二八）年

四月

十一月

十二月

昭和四（一九二九）年

四月

十一月

昭和五（一九三〇）年

二月

四月

\*法文学部規程を改正、施行。「法科関係内規」制定。内規により、法律専攻と政治専攻とが区別される。法律専攻者履修課程において、

日本法制史（一単位）を第二類法科第三学年  
西洋法制史（一単位）を第二類法科第三学年

に配当。政治専攻者科目履修課程についても同じ（14）

\*一日、京都帝国大学助教牧健二、本年度（昭和三月四月一日—同四年三月三十一日）、講師を嘱託される。日本法制史を担当（10）

\*十九日、金田平一郎、講師を嘱託される。日本法制史を担当（11）

\*武藤智雄、フランス、トルコ、アメリカに留学（12）

\*二十一日、瀧川政次郎、退官

\*十日、金田平一郎、助教授に任用される。法制史講座を担当



昭和九（一九三四）年	一月	* 十四日、武藤智雄、留学を終え、帰国
昭和十四（一九三九）年	四月	* 一日、法文学部規程を改正、施行（15）
昭和十五（一九四〇）年	五月	* 四日、金田平一郎、教授に任用される
昭和十六（一九四一）年	十月	* 十六日、勅令第九二四号により、在学年限・修学年限が短縮され、それにともない「法科内規」を改定（16）

(2) ま と め

（\*「月」を確定するについては、学年暦をも参考にして、日本法制史については科目名だけでまとめておく。その点で他大学の場合と異なっている。科目担任と講座担任とを区別しておく。註は年表中のもの。——線は昭和二十年以降を示す印）

日本法制史（大正十四年四月——）	
大正十四年 四月（担任）	—— 同 十五年 五月
大正十五年 五月（担任）	—— 昭和 二年 十月
瀧川 政次郎	日本法制史
瀧川 政次郎	日本法制史・法

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号 三〇五（三〇五）

昭和	二年十一月	—	同	三年	三月	休	講	制史講座担任
同	三年	四月（嘱託）	—	同	四年	三月	二	日本法制史
同	三年十一月	（嘱託）	—	同	四年	三月	一	日本法制史・註
同	四年	四月（嘱託）	—	同	五年	二月	一	（11） 日本法制史
同	五年	二月（担任）	—	—	—	—	一	日本法制史・法 制史講座担任

西洋法制史（大正一四年四月—）

大正十四年	四月	—	同	十五年	九月	担任者ナシ		
大正十五年	九月（担任）	—	昭	和	三年	十月	武藤智雄	
同	三年十一月	—	同	九年	三月	武藤智雄	留学中・註（12）	
昭和	九年	四月（担任）	—	—	—	—	武藤智雄	

(1) 「九州帝国大学ハ明治四十三年十二月設立セラル是ヨリ先既設東京京都両帝国大学ノ外更ニ帝国大学ヲ九州ニ設置セントスルノ議朝野ノ間ニ唱導セラレキ明治三十六年三月勅令第五十四号ヲ以テ京都帝国大学ノ一分科トシテ福岡医科大学ヲ設置セラレ他日九州帝国大学タルノ素地ヲ造ルニ至レリ尋テ三十七八年戦役ハ大ニ国運ノ發展ヲ来シ益々大学増設ノ急ヲ促スニ至リシモ戦後ノ財政ハ容易ニ之ヲ許ササルノ事情ナリシカ時恰モ敷地及建物ノ寄附申出アリシヲ以テ工科大学増設ニ決シ終ニ四十三年九州帝国大学ノ創立ヲ見ルニ至レリ」（文献〔13〕のすべてに掲載されている「沿革略」）。

寄附を申出たのは、東北大学の場合と同様、古河虎之助である。寄附にいたるいきさつは、文献〔11〕八七頁以下に詳しく。東北大学の章の註（1）参照。

(2) 文献〔11〕二〇七頁。東北大学の章の註（2）参照。

(3) 文献〔11〕二〇七頁、文献〔12〕三二七頁。

(4) 「法学士ト称スルニハ左ノ諸科目中十二単位ノ試験ニ合格シ」なければならぬとされた。「左ノ諸科目」とは、日本法制史、西洋法制史を含め一五科目（総単位数二四）である。この中から、学生は、一二単位相当分の科目の試験に合格しなければならぬ。さらに外国語科目の試験に合格すること、また先の一五科目以外の、法文学部に設置されている科目から六単位相当分の科目の試験に合格することが、法学士となるには必要であった。修業年限は最短で三年、最長で六年とされた（文献〔13〕『大正十四年』（大正十四年九月三十日）二二六頁以下に、規定の全文が掲載されている）。

(5) 法学士となるために選択しなければならない「左ノ諸科目」に変更はないが、その中から選択し、その試験に合格して取得しなければならない単位数が十三単位に引き上げられた。またこの十三単位以外に、外国語の単位の取得が条件とされていたが、その外国語科目として、英語、フランス語、ドイツ語（各三単位）が設置された。「左の諸科目」以外の法文学部設置科目から、二単位相当分の科目の試験に合格することも条件である。ただし、この二単位は、「左の諸科目」に関連する「論文」を作成することで代替することができた（文献〔13〕『大正十五年』（大正十五年九月二十五日発行）二三〇頁以下に、規定の全文が掲載されている）。

(6・a) 文献〔11〕二一九頁。

(6・b) 文献〔12〕三七六頁以下参照。

(7) 選科制度を設け、「選科生ニシテ本学部講義ノ六単位ノ試験ニ合格シタル者」に正科入学の道を開いた（文献〔12〕三二五頁以下）。文献〔13〕『昭和二年』（昭和二年十二月三日）二二二頁以下に、規定の全文が掲載されている。

(8) 休職に伴う講義担当者の確保の問題に関連して、「法制史は本学期中休講であったので当面の問題とはならなかった」とある（文献〔12〕三二九頁）。ここでいう「本学期」とは「十一月一日から翌年三月三十一日」までで、これは「第二学期」に相当している。「第一学期」は「四月一日から十月三十一日」までである。一年間二学期制が採用されていた。

(9) いわゆる「法文学部内訌事件」（文献〔11〕二七二頁以下）。

(10) 文献〔12〕三三〇頁。『九州帝国大学要覧（昭和四年三月）』（昭和四年三月一日発行）六八頁以下に、「法文学部職員（二

わが国における法史学の歩み（一八七三—一九四五）

同志社法学 三九卷一・二号

三〇八（三〇八）

月十五日現在」の項があり、その七二頁に、「日本法制史 講師 法学士牧健二」とある。

- (11) 九州大学に保存されている、金田平一郎の「人事記録」による。前註引用の昭和三年度『要覧』の七三頁に、「日本法制史 講師 法学士金田平一郎」とある。また文献〔1〕『昭和三年』（昭和三年十月五日発行）九八頁には、「京都帝国大学 文学士法学士牧健二 京都」と記載されているが、金田の名は見あたらない。(1)金田は、昭和三年度第二学期（昭和三年十一月一日—同四年三月三十一日）、牧と講義を分担したのであろうか。あるいは(2)牧は、昭和三年度第一学期（昭和三年四月一日—同年十月三十一日）のみ講義を担当し、第二学期の講義は、金田が単独で担当あるいは代講したのであろうか。文献〔12〕三七七頁に、金田が、「日本法制史の講義および演習を、昭和三年第二学期から、昭和四年第一学期まで行なったが、昭和二四年一〇月七日、九州大学医学部附属病院で死去した」とある。したがって、先の推定のうち(2)が正しいのであろう。

- (12) 田中周友「故武藤智雄教授を偲ぶ」（『法制史研究』十三号、一九六二年、三四〇頁）に依る。以下、武藤の履歴はこれに依る。関係する年度の『九州帝国大学要覧』あるいは文献〔13〕に、武藤が不在の間、武藤に代わって西洋法制史の講義を担当している者の名前を見いだすことができない。西洋法制史は、武藤が帰国する日まで、休講の措置がとられたと思われる。ただ、文献〔12〕三七七頁に、金田平一郎が「一時西洋法制史の講義を行なったこともある」とあり、それが武藤の留学中であった可能性は大きい。しかしいつからいつまで、金田が西洋法制史をも講授したのか不明である。

- (13) 文献〔12〕三三六頁。

- (14) 「法学士ト称スルコトヲ得ルニハ左ノ諸科目中十三単位並ニ本学部ノ授業科目中ヨリ選択スル十単位ノ試験ニ合格シタル者ナルヲ要ス」とある。ほかに外国語科目三単位も必要。「法科関係内規」が定められ、「法律専攻」と「政治専攻」との二専攻が設けられた。そしてそれぞれの専攻毎に、冒頭に引用した文中の文言を借りれば、「左の諸科目」（第一類）と「本学部の授業科目」（第二類）との分類が行われた。両専攻とも、第二類配当の科目を、さらに、「法科」系、「経済」系、「文科」系の三系列に分類している。「法文学部規定」及び「法科関係内規」の改正・制定の趣旨、内容については、文献〔11〕三一二—三三四頁、文献〔12〕三三二—三三六頁に詳しく説明されている。

(15) 昭和五年改正の規定と大きく異なるところはない。法科関係では「外国語又ハ外国法」と選択の巾が広がったのが特徴。文献〔12〕三三七頁参照。文献〔13〕『昭和十四年』（昭和十四年九月三十日発行）二五二頁以下に、規定の全文が掲載されている。

(16) 文献〔12〕三三八頁。

(五) 京城帝国大学・建国大学

(1) 京城帝国大学 京城帝国大学の設立の経緯を、極く簡単に伝えているのは、次の文章である。<sup>(1)</sup>

次テ大正十二年十一月京城帝国大学創設委員会ヲ設ケ創立ニ関スル重要事項ヲ審議シ本学ノ設立ハ茲ニ具体化スルニ至リ越エテ大正十三年五月京城帝国大学官制ノ公布ト共ニ本学予科開校セラレ大正十五年三月其ノ第一回修了生出ツルニ及ヒ同年四月勅令第四十六号（制定・三月三十一日、官報・四月一日―引用者）ヲ以テ京城帝国大学官制改正セラレ茲ニ始メテ本学ノ開設ヲ見同年五月一日ヲ以テ法文学部及医学部ノ授業ヲ開始スルニ至レリ

「羅馬法 一講座」を法文学に設置することを決定したのは、勅令第四十七号「京城帝国大学各学部ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数ニ関スル件」（大正十五年三月三十一日）である。<sup>(2)</sup>「羅馬法講座」の開講は大学の開校と同時である。

船田享二は、大正十五年四月に、京城帝国大学助教授に任用され、この「羅馬法講座」を敗戦まで担当した。羅馬法は、学科目においては、羅馬法第一部（私法）、同第二部（公法）に分けられている。船田は、昭和三年四月に、京城帝国大学教授に任用されている。<sup>(3)</sup>

「法制史 一講座」を法文学部に設置することを決定したのは、昭和三年四月十七日付の勅令第五十八号である。内藤吉之助は、昭和三年、京城帝国大学教授に任用され、この「法制史講座」を敗戦まで担当している。<sup>(4)</sup>

昭和十七年七月、久保正幡が講師を嘱託されている。<sup>(5)</sup>

(2) 建国大学 建国大学は、一九三八年、「長春（新京）の南嶺」に創立された、「満州国」の最高学府。法文経系統だけで理科系はない。瀧川政次郎の履歴に、「昭和十五年八月、任建国大学教授、昭和二十一年十一月、東京に引揚ぐ」とある。<sup>(6)</sup>

(1) 『京城帝国大学一覽』にある「沿革略」の中の一文である。昭和十四年の「一覽」（昭和十四年九月三十日発行）から引用した。

(2) 文献〔5〕『自大正十五年至大正十六年』参照。ここに「法制史 一講座」は、いまだ登場していない。

(3) 船田の履歴は、早稲田大学に保存されている「経歴書」による。学科目のことは、註(1)に挙げた文献によっている。

(4) 『法令全書（昭和三年）』三十四—三十五頁。

内藤の履歴は、エンゲルス著・内藤吉之助訳『家族・私有財産及国家の起源』（昭和二十二年再版）所収の、尾高朝雄氏の手になる「序」による。「序」の中に次の一文がある。「内藤君は、単に学問に熱心であつたばかりでなく、深く朝鮮を愛してゐた。京城大学の同僚の多くが、一さうして、私もその一人であり、多くの親しい人々を京城に残して、すでに一年東京に移つてしまつたのであるが、一一年に一度は日本の空気を吸はないと生きてゐられないやうな風であつた中に、内藤君は、在外研究の間を除いてはほとんど朝鮮から離れたことがなかつた。朝鮮の法制をば、単なる文献や資料からばかりでなく、法律制度を押しつつんでゐる地理・歴史・人情・風俗もろともに、深くとらへてわがものとしようとする日本人ばなれのした学究、それが内藤君であつたといふことができよう。

しかし、その内藤君も、遂に生木を裂くやうに朝鮮から離れなければならぬ悲運の時が来た。いふまでもなく、日本の敗北による太平洋戦争の終結がそれである。終戦後、在鮮日本人の多くは先を争つて日本に引き揚げた。その中で、あくまでも朝鮮での学問に打ち込み、朝鮮で学問をつづけて行かうとした内藤君は、百方手をつくして居据りの策を講じた。が、客観的な情勢は如何ともすべからず、遂に我を折つて昨年の末に京城を去るのやむなきにいたつたのである。精魂を打ち込

んでゐた学問の地盤から引き離された内藤君は、恐らくすべての生き甲斐をすら失つたやうに感じたのではあるまいか。帰来間もない今年の一月十三日に心臓脚気で急逝された、といふ知らせを悲しみの未亡人から受けたとき、私は何かしら一親友の死といふこと以上の悽愴の鬼氣を覚えたのである。」

(5) 文献〔22〕二四二頁。西洋法制史を担当か。

(6) 建国大学のことは、平凡社版『アジア歴史事典 第三卷』(一九六〇年)による。履歴については、『瀧川博士還暦記念論文集(一) 東洋史編』(昭和三十二年)所収の「瀧川政次郎博士年譜」による。

文献〔22〕二五四頁に、東京大学の昭和二十一年二月の記事として、「外地にあった帝国大学の在學生から本学への転入希望者を詮衡し、京城、台北、満州建国各大学から計一二名の転入学を許可」したとある。

### 三 おわりに

本資料には、単純な誤解を含め、多くの誤りがあると思われる。今回の作業は、あくまでも試みのそれであり、より完全なものを作成していくための出発点になれば、と考えている。また、今回の作業を、私立大学において法制史関連科目がどのように設置され、それが誰によって担われてきて、そして今日があるのか、を調べる作業へとさらに発展させていくことができれば、と考えている。言うまでもなく、こうした年表作りは、法史学の研究や教育の分野において、先学が蓄積してきた様々な成果を、歴史的に確認していくための補助的作業であり、法史学の発展してきた時間的道筋を、可能なかぎり明確にするためのものにすぎない。

私の関心の一つは、明治時代の、あるいは大正時代の研究者が、外国に留学し、誰のもとで何を学び、学問的に何を撰取したのか、また、そのあるものを肯定的に撰取しえた、その研究者の観点は何か、その研究者は外国での研究

成果を日本での研究にどう生かしていったのか、そしてそれは日本の学界にどのような成果を積み重ねていったのかを見ることである。例えば、学者中田薫の核心をその市民法学者としての側面に見、その学説の核心をその私法理論に認め、外国留学のなかでその学問的基盤を確かなものにした、中田法史学の体系的分析を試みている、本学の井ヶ田良治先生の論稿にみられるような仕事<sup>(1)</sup>が、私もいつか挑戦してみたい仕事である。

年表作りを始めて以来、立命館大学の大平祐一氏には、文献その他のことで、一貫して援助をしていただいた。本学の八木鉄男先生からは、『教育年鑑』や『帝国大学年鑑』の存在を教えていただき、目途をたてるうえで参考になった。ここに記して感謝したい。

(1) 井ヶ田良治「中田薫」（潮見俊隆・利谷信義『日本の法学者』昭和四九年、二一九頁以下）。中田薫の比較法史学の成果のなかに、「われら自身の近代日本」を見ようとする、石井紫郎「中田薫」（永原慶二他編『日本の歴史家』一九七六年、一一七頁以下）も、学問的刺激に満ちている。他に久保正幡「中田薫先生の遺されたもの」（『図書』一九七〇年一〇月、二六頁以下）参照。

（一九八七年二月六日）